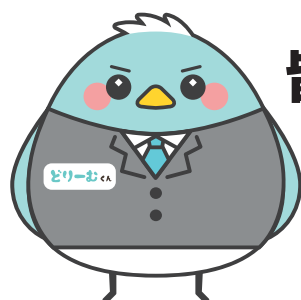


香川県信用組合

2021 (令和2年度) ディスクロージャー誌



栗林公園(菖蒲)



皆様のお役にたちたいいつでも



好きです ふるさと心のふれあい大切に



地域の皆さまとともに

“けんしん”の事業方針

経営基本理念

けんしんは、ふるさと香川の人びととの心のふれあいをたいせつに、豊かな地域社会づくりに奉仕します

地域社会（香川）とともに発展し、豊かな地域社会づくりに奉仕していく「こころ」を忘れず、「お客さまとの心のふれあい」をもっとも大切にする私達の願いです。

コーポレートスローガン

好きです ふるさと 心のふれあい大切に

コーポレートスローガンはふるさと香川に基盤をおき、ふるさとと共に発展していこうと願う私たち“けんしん”の熱い思いであり、私たちの行動指針となるものです。

役職員行動規範

1. 信頼の確保

- (1) 私たちは、良識をもって、節度ある行動に努めます。
- (2) 私たちは、社会の一員として、各種の法令や組合内外の規則を遵守するとともに、その精神を理解し、尊重します。
- (3) 私たちは、誠実に行動することにより信頼の確保に努めます。
- (4) 私たちは、お客さま（組合員の方々）にとってよりよいサービスを提供するように、その時々にとりうる最大限の創意工夫をもって行動します。
- (5) 私たちは、常に注意深く、厳正な事務を行います。
- (6) 私たちは、公私混同をしません。

2. 利益相反行為等の禁止

- (1) 私たちは、組合の業務または職務上の地位を利用して、私的な利益をはかる行為をしません。
- (2) 私たちは、社会常識をふまえ、お客さま（組合員の方々）などとの健全な関係を保ちます。

3. 情報管理

- (1) 私たちは、お客さま（組合員の方々）に関する情報を厳正に管理します。
- (2) 私たちは、当組合内においても適切な情報管理に努めるとともに、他の役職員に対し、職務上必要な情報を、迅速かつ的確に伝達し、組織としての効果的な業務遂行に努めます。

4. 職場規律

- (1) 私たちは、人種、国籍、信条、性別、年齢、出身地等に関係なく、すべての役職員一人ひとりを尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
- (2) 私たちは、サービスや言葉づかい等基本的マナーを守り、整理整頓を心がけ、秩序ある職場づくりに努めます。

経営基本方針

- ① “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまに奉仕できる金融機関を目指します。
- ② “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまから信頼される金融機関を目指します。
- ③ “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまに、よりよいサービスを提供できる金融機関を目指します。



CONTENTS

- 組合の概況..... 1
 - ◆ “けんしん”の事業方針等 1
 - ◆ ごあいさつ 3
 - ◆ 令和2年度事業の概況 4
 - ◆ “けんしん”の概要 3
 - 概要 3
 - 組織 17
 - 役員一覧 18
 - 店舗一覧等 39
 - ◆ 業務のご案内 22
 - 主要な事業の内容 22
 - 各種手数料 23
 - ◆ “けんしん”の内部管理態勢 26
 - 統合的リスク管理の態勢 26
 - 法令等遵守の態勢 27
 - ◆ “けんしん”の歩み 71
- 地域貢献.....35
- 資料編.....49



地域に貢献する“けんしん”の経営姿勢

ごあいさつ



理事長
川 畑 貢

平素は、“けんしん”に格別のご支援とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

皆さま方に対し、地域に貢献する“けんしん”の経営姿勢をより深くご理解いただくため、令和2年度における事業内容と経営の基本方針等を取りまとめた「香川県信用組合の現況(ディスクロージャー誌)」を作成しましたので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

私ども“けんしん”は、香川県を営業地区として、地元の中小零細事業者や地域の皆さまが組合員となり、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の精神に基づき運営されている、協同組合組織の金融機関です。

中小零細事業者や地域の皆さま一人ひとりのお顔が見えるきめ細かな取引を心がけ、常にお客さまの事業の発展や生活水準の向上に貢献するため、組合員の皆さまの利益を第一に考えることを活動の基本としております。

私ども“けんしん”は、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが不透明な中、この難局をお客さまとともに必ず乗り切るという強い決意の下、可能な限りの経営支援、生活支援に取組み、地域金融機関としての使命を果たしてまいりる所存であります。

また、令和3年度は、『第13次中期3ヵ年計画』の初年度であり、お客さまの支援、成長、繁栄を図るとともに、組合の持続可能性を揺るぎないものとするため、各種施策の実践に取組み、計画達成に向けて役職員一丸となって邁進してまいります。

この冊子をご高覧いただき、より一層のご指導、ご鞭撻、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年7月

“けんしん”の概要

(令和3年3月31日現在)

名 称	香川県信用組合
理 事 長	川 畑 貢
本 店 所 在 地	香川県高松市亀井町9番地10
創 立	昭和27年10月22日
出 資 金	24億69百万円
組 合 員 数	37,584人
自 己 資 本 比 率	8.98%
預 金 量	1,211億26百万円
融 資 量	787億53百万円
店 舗 数	17店舗
役 職 員 数	166人
営 業 区 域	香川県一円

令和2年度の業績について

事業概況

預金積金	貸出金
<p>ゼロ・ゼロ融資実行資金の留保等により、預金積金残高は、個人預金が対前期末比25億46百万円の増加、法人預金が対前期末比27億47百万円増加し、令和3年3月末残高は1,211億26百万円(増加率4.44%)となりました。今後も経営情報の開示を積極的に行い、安心してお取引いただける金融機関経営を維持してまいります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援策として政府が講じた「ゼロ・ゼロ融資」への取組み等により、令和3年3月末残高は787億53百万円で、対前期末比17億87百万円の増加(増加率2.32%)となりました。県内景気は、今後も厳しい状況が続くことと予想されますが、引き続き、経営支援・生活支援に積極的に取組み、お客さまと地域経済の発展に寄与してまいります。</p>
損益	組合員勘定
<p>ゼロ・ゼロ融資実行の影響等により、貸出金利息収入は減収となりましたが、計画以上の余資運用収益を確保したほか、経費や預金コストの圧縮等により、1億32百万円の当期純利益を計上いたしました。今後におきましても、協同組織金融機関の使命である地域密着型金融の一層の深化に取組むとともに、リスク管理の徹底を図り、安定的な収益確保に努めてまいります。</p>	<p>地域の皆さまのご理解とご協力をいただき、令和3年3月末の組合員数は37,584人、出資金総額は24億69百万円となりました。これからも地域との共生を大切に考えながら、協同組織金融機関としての社会的使命と公共的役割を果たしてまいります。</p>

主な経営指標の推移

(単位：千円)

項	目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利益	経常収益	2,640,941	2,495,178	2,408,871	2,470,070	2,352,706
	経常利益	320,938	325,559	266,533	237,878	196,471
	当期純利益	280,408	282,436	166,730	100,396	132,706
残高	預金残高	121,692,425	118,416,977	116,136,851	115,969,071	121,126,089
	貸出金残高	72,553,478	73,766,518	75,780,553	76,966,702	78,753,920
	有価証券残高	20,164,749	19,450,864	18,992,496	17,598,650	19,592,627
	総資産	130,210,161	126,860,153	127,759,315	126,335,557	134,384,978
	純資産	6,485,565	6,617,865	6,971,171	6,247,951	7,147,782
職員数	163人	161人	165人	160人	160人	
自己資本比率(単体)	9.33%	9.20%	8.88%	8.92%	8.98%	

- (注) 1. 残高計数は、各年度期末日現在です。
 2. 職員数は、臨時的雇用(パート職員)を除いております。
 3. 金融商品会計に関する実務指針(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、平成23年度以降の「貸倒引当金戻入益」並びに「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

“けんしん”は

皆さまからの信頼を得るため、健全性の確保に努めています。

自己資本比率

8.98%

の実績となりました。国内基準である4%を上回っております。

開示債権比率

4.21%

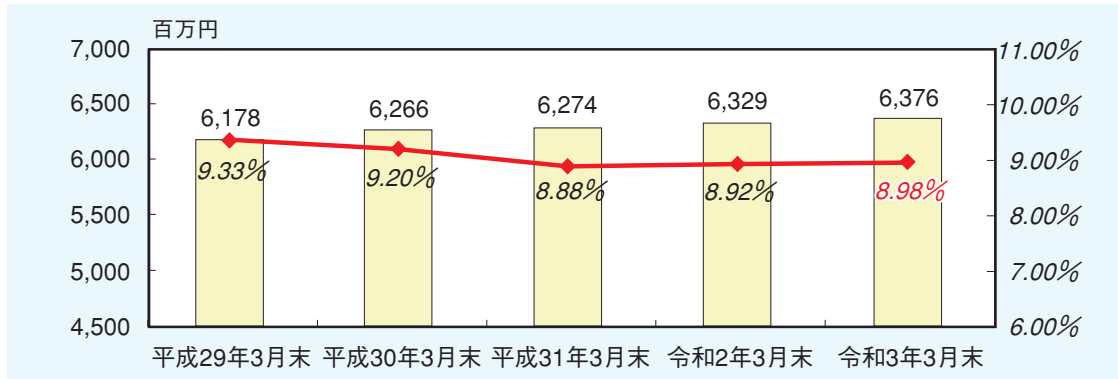
となりました。景気が低迷するなか、企業の経営支援に積極的に取り組んでおります。

令和2年度の現況

自己資本額・自己資本比率の推移

自己資本額は、令和2年3月末比で47百万円増加し、63億76百万円となりました。

また、自己資本比率は、貸出金残高の増加に伴い、リスクアセット額が増加したことにより、令和2年3月末比で0.06ポイント上昇し、8.98%となりました。



自己資本比率の見方

自己資本比率とは、金融機関の経営の健全性を示す重要な指標であり、貸出金や有価証券等のリスク資産（リスクアセット）に対して、出資金や内部留保並びに引当金等の自己資本の占める割合を表しております。この比率が高いほど、自己資本が豊富にあり、経営基盤がしっかりしているといえます。国内のみで営業を行う金融機関に対しては、国内基準である4%という基準が定められています。

当組合の比率は8.98%と国内基準を上回っています。



●自己資本・自己資本比率等の詳細

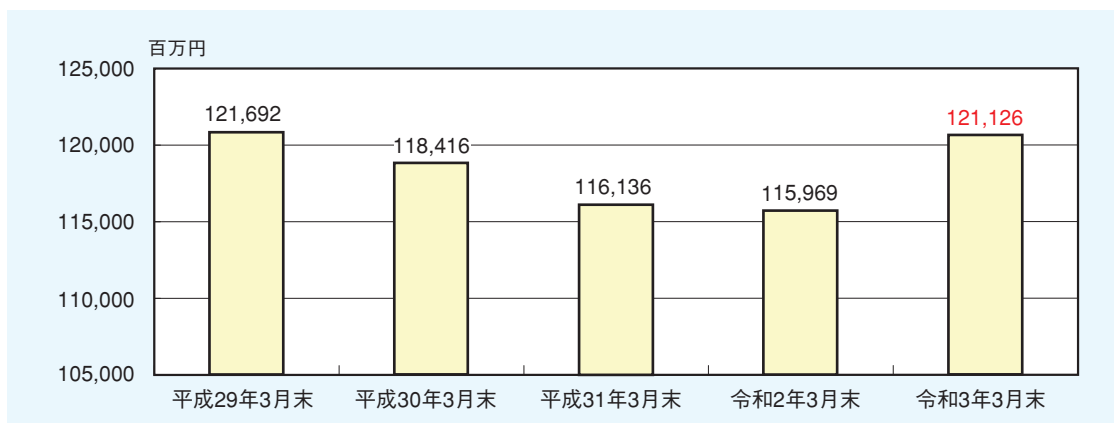
(単位：百万円)

項 目	令和3年3月末
コア資本に係る基礎項目(イ)	6,383
普通出資に係る組合員勘定の額	6,147
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,469
うち、利益剰余金の額	3,706
うち、外部流出予定額	△ 24
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	95
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	95
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	141
コア資本に係る調整項目(ロ)	6
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	6,376
リスクアセット等の合計額(ニ)	70,945
信用リスク・アセットの額の合計額	67,528
資産(オン・バランス)項目	67,362
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,044
オフ・バランス等取引項目	166
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,416
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	8.98%

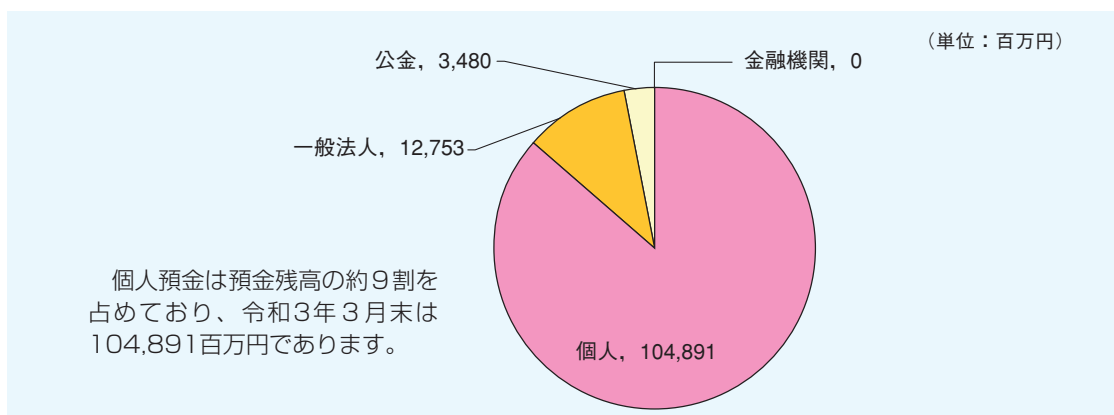
預金・貸出金の残高推移状況

預金の残高推移

新型コロナウイルス感染症対応融資を行った資金の留保等により、令和2年3月末比で51億57百万円の増加となりました。

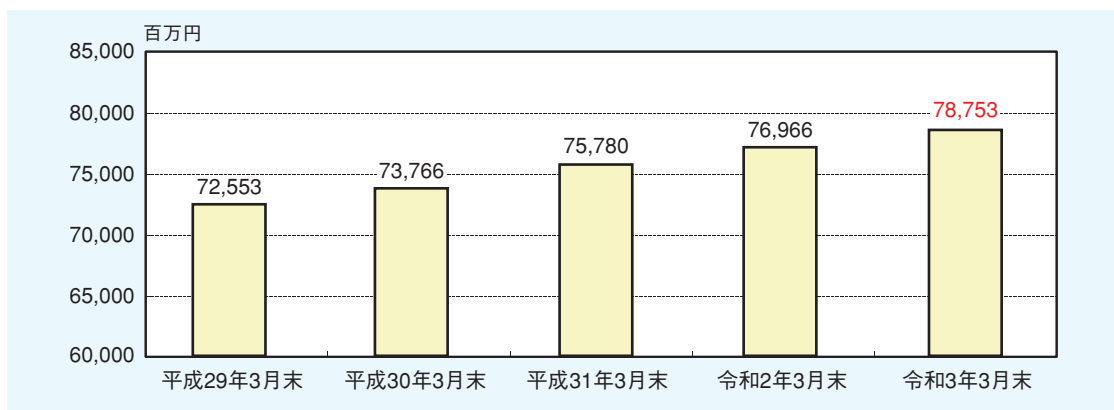


預金者別預金残高



貸出金の残高推移

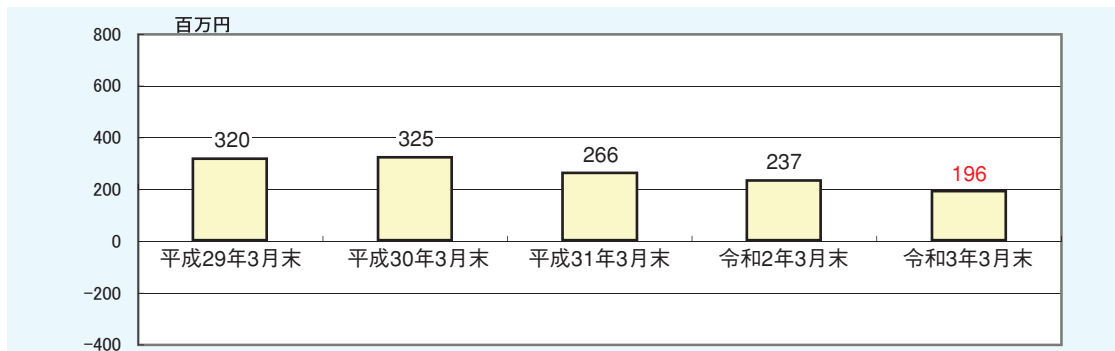
新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまの金融支援等に積極的に取り組んだ結果、令和2年3月末比で17億87百万円の増加となりました。



各種利益の推移状況

経常利益

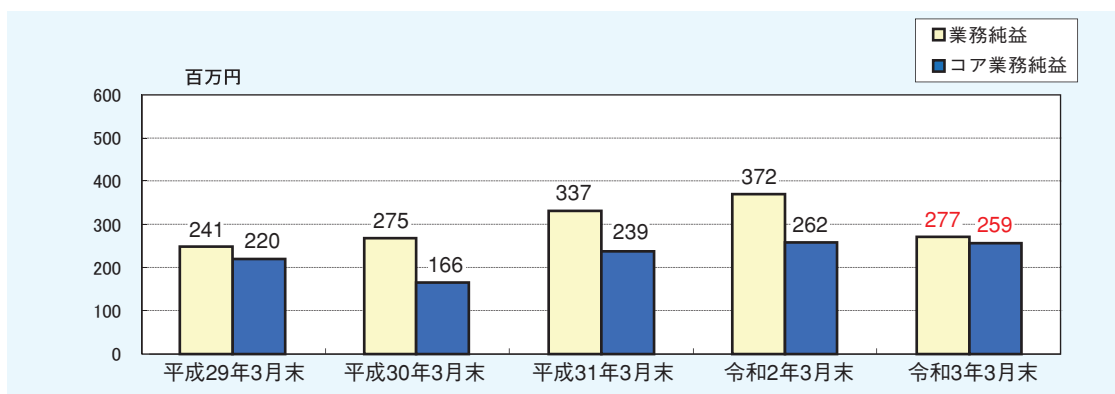
経常利益は、経常収益から経常費用を差し引いた利益で、毎年発生する通常の利益のことをいいます。



$$\text{経常利益} = \text{経常収益} - \text{経常費用}$$

業務純益とコア業務純益の推移

業務純益は、金融機関本来の業務の収益力を示す指標で、一般企業の営業利益に該当します。この指標は貸倒発生の際の償却能力を判断する基準となります。



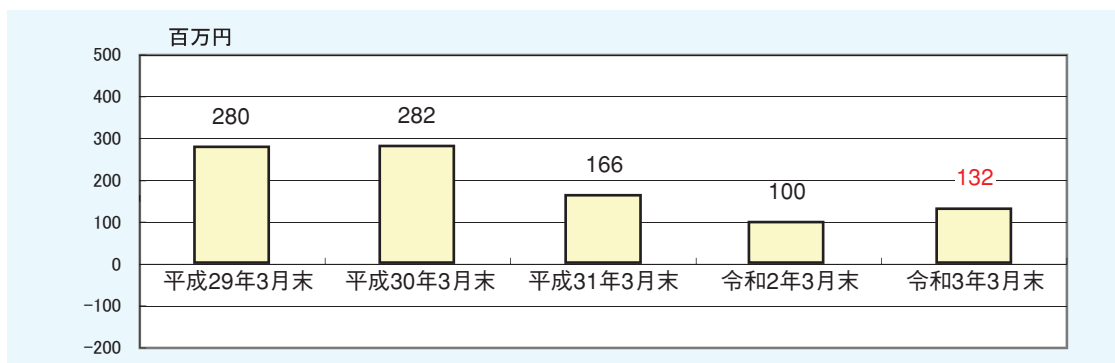
$$\text{業務純益} = \text{業務収益} - \text{業務費用 (一般貸倒引当金繰入額を含む)}$$

$$\text{コア業務純益} = \text{業務純益} + \text{一般貸倒引当金繰入額} - \text{国債等債券の売却・償還に係る損益}$$

(注) 法令の改正を受け、令和元年度より、開示項目が追加されております。追加された開示項目につきましては、59ページをご参照ください。

当期純利益の推移

当期純利益は、経常利益にその年に特別に発生した利益（特別利益）、損失（特別損失）と税金を加減した利益のことをいいます。



$$\text{当期純利益} = \text{経常利益} + \text{特別利益} - \text{特別損失} - \text{税金等}$$

金融再生法に基づく開示債権の状況

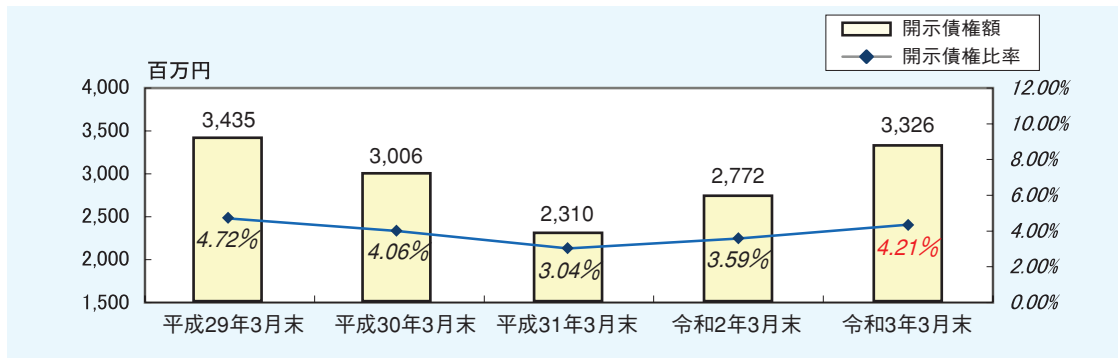
開示債権の発生防止と積極的な整理回収に努め、令和2年3月末比で、開示債権額は554百万円増加し、開示債権比率は0.62ポイント上昇して4.21%となりました。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

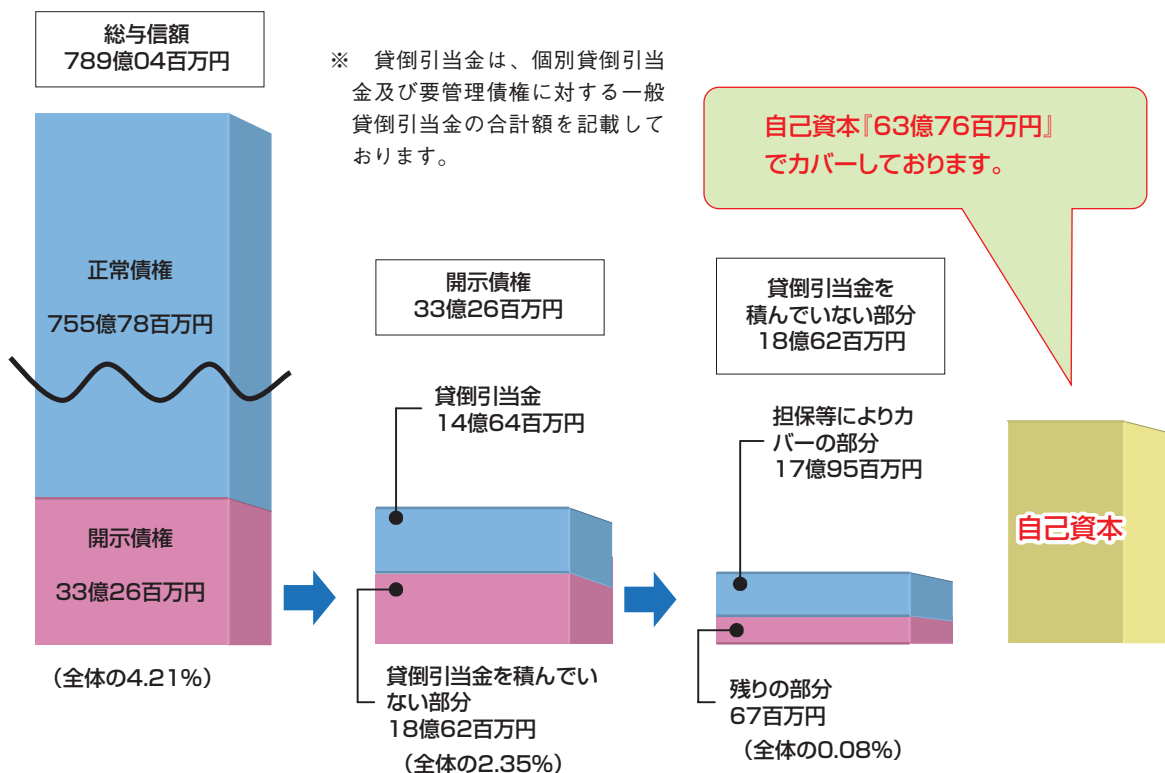
(単位：百万円)

区分	開示債権額 A	担保・保証等 B	貸倒引当金 C	保全額 D=B+C	保全率 D/A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	687	411	275	687	100.00%
危険債権	2,543	1,356	1,186	2,543	100.00%
要管理債権	95	27	1	28	30.20%
開示債権合計	3,326	1,795	1,464	3,259	98.00%
正常債権	75,578				
総与信額	78,904				

開示債権額・開示債権比率の推移



令和3年3月末の開示債権の状況



自己資本比率規制第3の柱に基づく開示

自己資本に関する事項

自己資本の構成状況

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,069	6,147
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,499	2,469
うち、利益剰余金の額	3,595	3,706
うち、外部流出予定額	△ 24	△ 24
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	78	95
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	78	95
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	188	141
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	6,335	6,383
コア資本に係る調整項目の額(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	6
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	6	6
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,329	6,376
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	67,572	67,528
資産(オン・バランス)項目	67,572	67,362
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,044	1,044
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,044	1,044
オフ・バランス取引等項目	46	166
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,376	3,416
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	70,949	70,945
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	8.92%	8.98%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

自己資本の充実度の状況

項目	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計額	67,572	2,702	67,528	2,701
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	66,527	2,661	66,237	2,649
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	3	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	0	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	200	8
我が国の政府関係機関向け	160	6	160	6
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,959	238	6,546	261
法人等向け	18,613	744	17,777	711
中小企業等向け及び個人向け	13,397	535	13,002	520
抵当権付住宅ローン	3,757	150	3,507	140
不動産取得等事業向け	15,392	615	15,698	627
三月以上延滞等	417	16	488	19
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	63	2	522	20
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	4,593	183	5,604	224
出資等のエクスポージャー	4,593	183	5,604	224
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	4,173	166	2,725	109
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	546	21	546	21
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	3,626	145	2,178	87
②証券化エクスポージャー	—	—	0	0
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	246	9
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,044	41	1,044	41
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央生産機関関連エクスポージャー	—	—	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク	3,376	135	3,416	136
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	70,949	2,837	70,945	2,837

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く。)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであり、
4. オペレーショナル・リスクは、当組合基礎的手法を採用しています。
5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー及び種類別の期末残高<業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー期末残高						3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバテ ィブ以外のオフ・ balan ス取引		債 券 株 式・ 投 資 信 託 そ の 他			
	R元年度	R2年度	R元年度	R2年度	R元年度	R2年度	R元年度	R2年度
製 造 業	2,670	3,091	1,969	2,089	701	1,001	11	10
農 業、林 業	339	309	339	309	—	—	—	—
漁 業	99	92	99	92	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	6	1	6	1	—	—	—	—
建 設 業	4,098	4,810	4,098	4,810	—	—	155	149
電気・ガス・熱供給・水道業	1,266	1,227	765	827	500	400	—	—
情 報 通 信 業	418	538	17	37	400	500	—	—
運 輸 業、郵 便 業	2,155	2,583	1,449	1,878	705	705	—	—
卸 売 業、小 売 業	3,581	4,054	3,080	3,553	500	500	56	41
金 融 業、保 険 業	34,255	38,399	4,077	4,119	30,178	34,279	—	—
不 動 産 業	17,143	18,922	16,741	18,597	402	325	—	87
物 品 賃 貸 業	12	9	12	9	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	798	944	798	944	—	—	—	—
宿 泊 業	1,510	1,549	1,510	1,549	—	—	—	—
飲 食 業	1,271	1,611	1,271	1,611	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	3,746	2,684	3,644	2,581	102	102	3	—
教 育、学 習 支 援 業	170	164	170	164	—	—	—	—
医 療、福 祉	1,015	988	1,015	988	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,771	1,909	1,771	1,909	—	—	90	50
そ の 他 の 産 業	65	337	65	337	—	—	—	—
国・地方公共団体等	18,723	18,825	10,425	9,632	8,298	9,192	—	—
個 人	22,832	21,851	22,832	21,851	—	—	155	191
そ の 他	9,057	9,364	—	—	9,057	9,364	—	—
業 種 別 合 計	127,012	134,270	76,165	77,897	50,847	56,373	470	528
1 年 以 下	25,389	28,427	6,711	5,062	18,678	23,365	—	—
1 年 超 3 年 以 下	12,348	13,601	4,883	5,953	7,464	7,648	—	—
3 年 超 5 年 以 下	7,901	7,418	6,102	4,651	1,799	2,767	—	—
5 年 超 7 年 以 下	7,273	6,579	4,503	5,461	2,770	1,118	—	—
7 年 超 10 年 以 下	7,428	11,444	6,525	10,388	902	1,056	—	—
10 年 超	55,151	54,586	46,895	45,792	8,256	8,794	—	—
期間の定めのないもの	11,519	12,212	544	590	10,975	11,622	—	—
残 存 期 間 別 合 計	127,012	134,270	76,165	77,897	50,847	56,373	—	—

- (注) 1. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には「投資信託・株式」「総合口座」「現金」「債権に準ずる仮払金」等が含まれます。
2. 当組合は、国内の限定されたエリア（香川県下）にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

有価証券についてのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。

なお、貸出金については、適格格付機関は使用していません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス社 (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・マーケット・サービス社 (S&P)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

有価証券について、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。なお、貸出金については、適格格付機関は使用していません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和元年度	83	78	—	83	78
	令和2年度	78	95	—	78	95
個別貸倒引当金	令和元年度	969	957	833	135	957
	令和2年度	957	1,010	5	952	1,010
合 計	令和元年度	1,052	1,035	833	218	1,035
	令和2年度	1,035	1,105	5	1,030	1,105

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種	個 別 貸 倒 引 当 金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		元年度	2年度
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度		
製 造 業	4	8	8	15	4	8	8	15	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	39	56	56	50	39	56	56	50	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5	4	4	3	5	4	4	3	—	—
卸売業、小売業	22	24	24	38	22	24	24	38	2	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	530	539	539	537	530	539	539	537	—	—
物品賃貸業	—	—	—	0	—	—	—	0	0	—
学術研究、専門・技術サービス業	89	89	89	89	89	89	89	89	—	—
宿泊業	—	27	27	22	—	27	27	22	—	—
飲食業	25	45	45	—	25	45	45	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	173	29	29	—	173	29	29	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	52	52	53	—	52	52	53	2	—
その他の産業	4	9	9	8	4	9	9	8	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	72	71	71	190	72	71	71	190	11	8
合 計	969	957	957	1,010	969	957	957	1,010	16	9

- (注) 1. 「貸出金償却」には、貸出金の償却のほかに貸出金に準ずる債権の償却額を含んでおります。
2. 当組合は、国内の限定されたエリア（香川県下）にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポートの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	18,253	—	18,376
10%	—	2,291	—	7,986
20%	602	30,798	601	33,901
35%	—	10,734	—	10,021
50%	1,902	—	2,203	6
75%	—	18,787	—	18,098
100%	1,102	42,057	1,206	41,349
150%	—	382	—	421
250%	—	99	—	98
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	3,608	123,404	4,010	130,260

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポートは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く。）、CVAリスク及び中央清算期間関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

当組合における信用リスク削減手法は「貸出金と当組合預金担保の相殺」のみであり、その場合は開示が求められていないため省略しております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

項 目	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
クロス再構築コストの額	—	—

(単位：百万円)

項 目	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1.派生商品取引合計	—	0	—	0
(1)外国為替関連取引	—	0	—	0
(2)金利関連取引	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	0	—	0
(4)株式関連取引	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
2.長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	0	—	0

(注) 当組合では資金運用の一環として証券投資信託取引を行っており、その商品の中に派生商品取引が存在しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

項 目		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額		
							うち益	うち損
上 場 株 式	令和元年度	—	—	3,360	2,686	△ 674	16	△ 690
	令和2年度	—	—	3,600	3,673	72	219	△ 146
非 上 場 株 式 等	令和元年度	—	—	871	886	14	60	△ 45
	令和2年度	—	—	1,057	1,142	84	106	△ 22
合 計	令和元年度	—	—	4,232	3,573	△ 659	76	△ 736
	令和2年度	—	—	4,658	4,815	157	326	△ 168

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合に子会社及び関連会社はありません。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目		売 却 額	株式等償却	
			売却益	売却損
出資等エクスポージャー	令和元年度	1,474	203	67
	令和2年度	1,037	147	—

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和2年3月末	令和3年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
1	上方パラレルシフト	3,122	2,982	172	210
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,825	2,658		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,122	2,982	172	210
		ホ		ヘ	
		令和2年3月末		令和3年3月末	
		6,329		6,376	
8	自己資本の額	6,329		6,376	

(注1) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

自己資本調達手段

項目	内容
発行主体	香川県信用組合
資本調達手段	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額 に算入された額	2,469百万円

自己資本関係の用語説明

用 語	解 説
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)に対し、リスクの大きさに応じた掛け目を乗じ、再評価した資産の額です。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と、有価証券などの投資資産が該当します。
オペレーショナル・リスク	業務上において不適切な処理等で発生する事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

信用リスク関係の用語説明

用 語	解 説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクのことです。
リスク・ウェイト	債券の危険度を表す指標のことで、自己資本比率規制において総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いることです。
信用リスク削減手法	金融機関が抱えている信用リスクを軽減するための措置のことを言い、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自組合預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自組合預金と貸出金の相殺等をいいます。

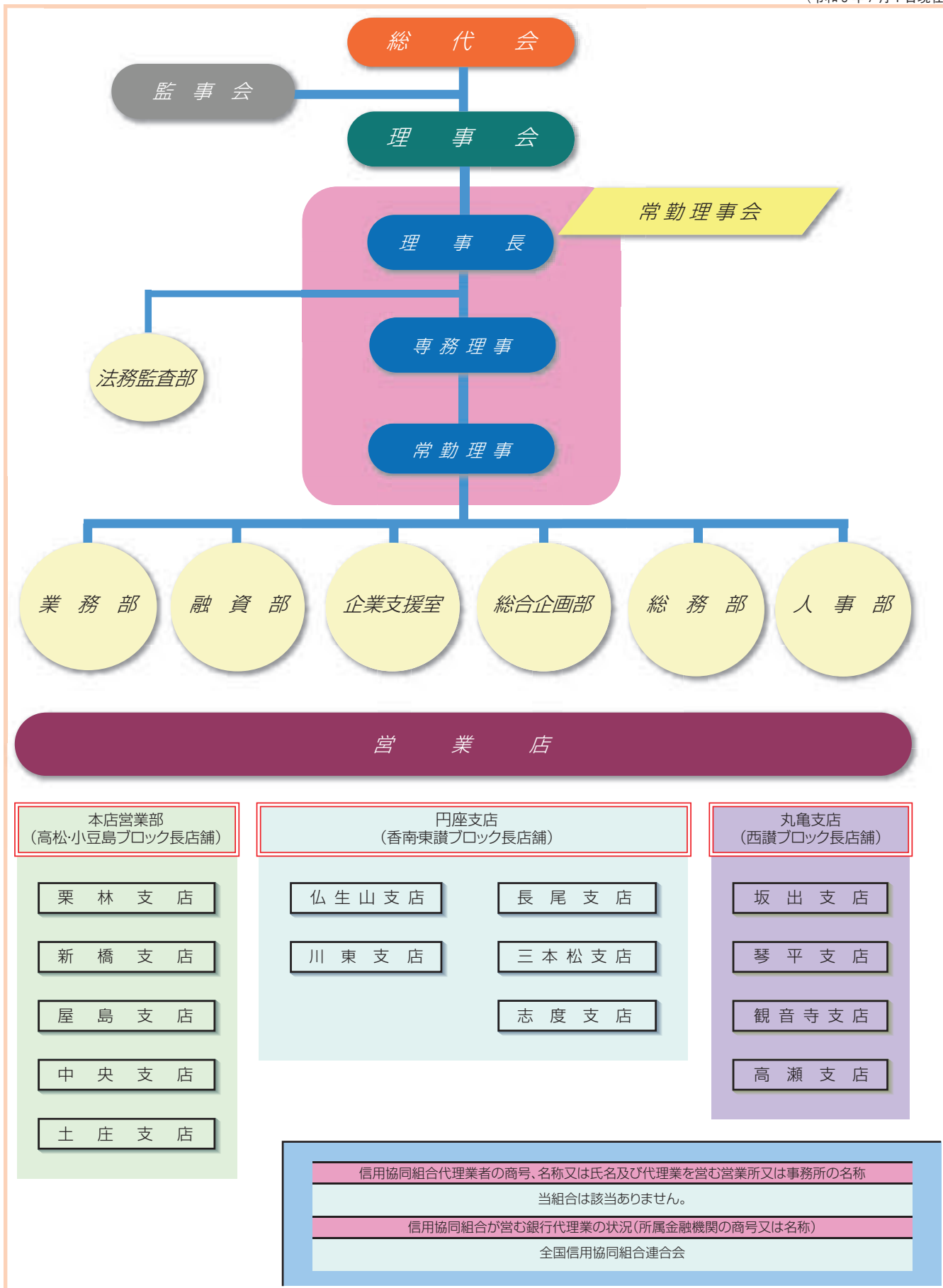
派生商品取引関係の用語説明

用 語	解 説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクです。
派生商品取引 (デリバティブ取引)	有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。 具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式です。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としています。
クレジット・デリバティブ	債権や債券の信用リスクを、スワップやオプションの形にした金融商品のことで、もともと信用リスクをヘッジ(回避・低減)する目的で開発されたものであり、債務者である会社の信用力を指標にして将来に受け渡す損益を決めます。従来のデリバティブでは金融商品などの価格変動を対象にしていますが、クレジット・デリバティブは信用リスクを対象にしています。

当組合の組織・監査の状況

組織図

(令和3年7月1日現在)



役員一覧

(令和3年7月1日現在)

● 理事長 (代表理事)	川 畑 貢	● 理事会長 (非常勤)	国 東 照 正
● 専務理事 (代表理事)	藤 井 唯 弘	● 理事 (非常勤)	雑 賀 修 二
● 常勤理事	田 中 伸 幸	● 理事 (非常勤)	国 東 照 生
● 常勤理事	大 橋 和 彦	● 理事 (非常勤)	石 田 敬 二
● 常勤理事	右 川 俊 二	● 監事 (非常勤・員外)	村 井 眞 明
● 常勤監事	亀 井 健 治		

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多角的な反映に努めています。

会計監査人の名称

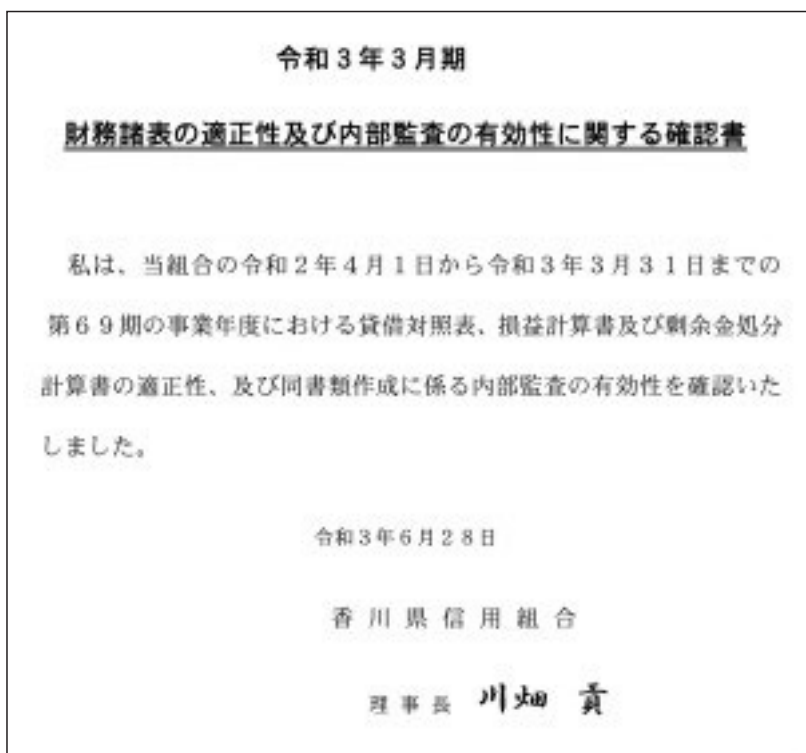
EY新日本有限責任監査法人(令和3年7月1日現在)

法定監査の状況

当組合は、『EY新日本有限責任監査法人』と監査契約を締結し、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等について会計監査を受けております。

また、当組合監事による監査も受けております。

財務諸表の正確性について



平成17年10月7日付金融庁監督局からの要請により、平成18年3月期以降の決算期に係るディスクロージャー誌から、当組合代表理事が「直近の事業年度における財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨」を記載することが求められております。よって、当組合代表理事が上記全てのプロセスを確認したので、下記のとおりご報告いたします。

総代・総代会の状況

総代及び総代会関連事項の情報開示

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合は、組合員が大変多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

定款（抜粋）

第4章 総会及び総代会

第25条（総会の招集）

1. この組合の通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集する。
2. 臨時総会は、必要があるときは何時でも招集することができる。

第26条（総会招集の手続）

理事（法令の定めにより組合員が総会を招集する場合にあっては、当該組合員）が総会を招集しようとするときは、会日の10日前までに、各組合員に、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面を発送しなければならない。

第27条（総会の議事）

1. 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。この場合、第9条の規定により書面または代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
2. 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。
3. 議長は、総会において総会に出席した組合員の中から組合員が選任する。
4. 議長は、第2項の場合を除いて組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
5. 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、次条に規定する事項を除いて緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りでない。
6. 規約等の変更については、当該規約等の関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理の場合には、総会の決議を要しない。なお、本項による規約等の変更を行った場合には、その旨をこの組合の事務所の店頭に掲示し、周知しなければならない。
7. 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに記名、捺印して保管する。
8. 議事録には少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開会及び閉会の日時並びに場所
 - (2) 組合員数及び出席者数（本人出席、代理人出席、書面出席別）
 - (3) 議事の経過の要領並びに結果

第28条（特別議決）

次の事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散または合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡

第29条（総代会）

1. この組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。
2. 総代会は、組合員のうちから選挙された総代でこれを組織する。
3. 総代会は総会に代わり、総会の事項を行う。ただし、総代の選挙をすることができない。
4. 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合、第9条第1項中「その組合員の親族もしくは使用人または他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第2項中「5人」とあるのは「2人」と読み替える。

第30条（総代）

1. 総代は、総代選挙規程の定めるところにより、組合員のうちから公平に選挙する。
2. 総代の定数は、100人以上130人以内とする。
3. 総代の任期は、3年とする。
4. 第24条第2項の規定は総代について準用する。

総代選挙規程（抜粋）

第1条（総代の定義）

この規程において総代とは、この規定に定める各地区に属する組合員のうち、その地区に属する組合員によって選出され、この組合の定款第29条による総代会を構成し、総会に代わり総会の事項（この組合の定款第29条第3項ただし書きの場合を除く。）を行うものとする。

第2条（総代の定数）

総代の定数は100人以上130人以内とし、各地区において選挙すべき総代の数は別表の定めによる。

第9条（選挙の方法）

- ① 選挙は投票によって行なう。
- ② 投票は各地区につき、一人一票とし、地区定員の範囲内において連記制を取る。

《総代選挙規程 第2条 地区総代定数別表》

地区名	総代定数
高松地区	50以内
香南地区	20以内
東讃地区	20以内
西讃地区	30以内
小豆島地区	10以内
地区合計	130以内

第69回通常総代会

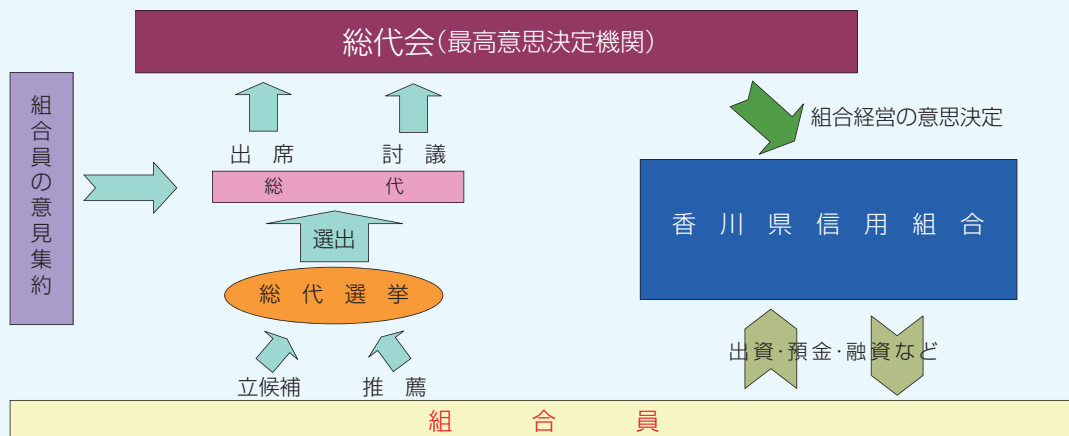
第69回通常総代会は、令和3年6月28日午前11時より、当組合本店で開催されました。今回も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、総代の皆さまに対し、会場への出席をお控えいただき、「書面議決書」による議決権の行使をお願いいたしました。当日は総代118名のうち、出席総代117名(うち、書面議決書提出114名)のもと、全議案が可決・承認されました。



【議 事】

報告事項	第69期(令和2年4月1日～令和3年3月31日)貸借対照表および損益計算書並びに事業報告の件
議決事項	
第1号議案	第69期 剰余金処分案承認の件
第2号議案	第70期(令和3年4月1日～令和4年3月31日)事業計画案および収支予算案承認の件
第3号議案	退任に伴う監事補選の件
第4号議案	退任役員に対する慰労金贈呈の件

総代・総代会の仕組み



総代の選挙区・定数・総代氏名

地区	店名	総代氏名
高松地区 (50)	本店営業部	国東 照正◎、喜多 俊弘◎、高松食肉事業協同組合◎、丸富士産業(株)◎、新生木工(株)◎、国東 照生◎、 (株)ベルモニー◎、(株)正芳商会◎、四国石油(株)◎、富士観光開発(株)◎、(株)瀬戸内海放送◎、石橋 利行◎、 下笠居運輸(株)◎、脇 義彦◎、佐伯 武久◎、西原 明美◎、水野 弘◎、若宮 久敏◎、(株)中央印刷所◎、 亀田 豊◎、大場 恒則◎、(株)クラルテ◎、漆原 勝弘◎、松田 和雄◎、(有)カギ商◎、(株)創裕◎、 池田 寿美子◎
	栗林支店	大山 功◎、千田 善博◎、(株)日進堂◎、四国オフィスオートメーションシステム(株)◎、(株)西岡汽船◎、 山下 喜功◎
	新橋支店	穴吹興産(株)◎、堀内 信之◎、(株)新日本清掃◎、三野 善規◎、藤田 航並◎、泉 丈二◎
	屋島支店	(株)瀬戸内コムテック◎、(株)クラヤマ産業◎、(株)ロジック◎、永原 務◎、谷川 千春◎
	中央支店	安西 芳朗◎、新和開発(株)◎、アレックスリビング(株)◎、(有)ヨコイ◎
香南地区 (20)	仏生山支店	(有)高砂屋◎、(株)神崎屋◎、小比賀 二郎◎、岡田 賢四郎◎
	円座支店	谷本 清◎、久間 佳史◎、三笠 輝彦◎、松井 聡◎、黒川 志伸◎、佐藤 敏和◎、古川 修◎
	川東支店	柘植 司郎◎、(有)きねや製パン工場◎、(有)浅野運送◎、黒川 哲也◎、(株)中野建設興業◎、 立石 和宏◎、富田 英雄◎
東讃地区 (20)	長尾支店	(有)安部輪三業◎、(学)三木学園◎、廣瀬 潤二◎、南 篤◎、安部 幸一◎、松原 壯典◎
	三本松支店	猪熊 兼年◎、(株)山西組◎、(有)吉本食品◎、大藪 雅史◎、田中 健太◎
	志度支店	宮本 英一◎、(有)丸新◎、白井 委秀◎、三谷 秀光◎、池田 幸子◎、土肥 賢悟◎
西讃地区 (30)	坂出支店	(有)日本中販◎、(株)坂出葬儀社◎、塩崎 博◎、松山 直人◎
	丸亀支店	籠池 宗平◎、塩田 正章◎、生田 幸司◎、横田 龍男◎、山内 義徳◎、(有)アーク◎、岸本 浩三◎、 近兼 大介◎、山地 達也◎
	琴平支店	(株)西讃富士◎、(有)吉野タクシー◎、箸方 俊昭◎、今田 誠司◎、森 清行◎、高野 昌代◎
	観音寺支店	(株)細川食品◎、田代 幸男◎、(株)中村石油◎、(有)魚為本店◎
	高瀬支店	瀬戸運輸(株)◎、高瀬協同運輸(株)◎、松下 久雄◎、浦野 直子◎
小豆島地区 (10)	土庄支店	高橋 俊二◎、(有)谷口運送◎、濱本 勇◎、上谷 勉治◎、三枝 邦彦◎、内海石油(有)◎、上原 達也◎、 平井 寛章◎

(注)各店の総代氏名は、順不同で記載しております。

総代定数は各地区名の()付き数字で、就任回数は総代氏名末尾の○付き数字で記載しております。

なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しております。

総代の属性別構成比

【職業別】

個人 人：11.01%

個人事業主：17.79%

法人・団体役員：32.20%

法人 人：38.98%

(注)小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

業務のご案内

主要な事業の内容

A. 預金業務	(イ)預 金	当座預金、普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金(スーパー定期・大口定期・期日指定定期)、定期積金、納税準備預金を取り扱っております。
	(ロ)譲渡性預金	譲渡可能な定期預金を取り扱っております。
B. 貸出業務	(イ)貸 付	手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
	(ロ)手形の割引	商業手形の割引を取扱っております。
C. 商品有価証券売買業務		取扱っておりません。
D. 有価証券投資業務		預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
E. 内国為替業務		振込及び代金取立等を取り扱っております。
F. 外国為替業務		取扱っておりません。
G. 社債受託及び登録業務		取扱っておりません。
H. 金融先物取引等の受託等業務		取扱っておりません。
I. 付帯業務	(イ)債務の保証業務	
	(ロ)個人向け国債の募集の取扱業務	
	(ハ)代理業務	(a)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務 (b)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (c)日本銀行の歳入復代理店業務
	(ニ)地方公共団体の公金取扱業務	
	(ホ)株式払込金の受入代理業務	
	(ヘ)長期火災保険の窓口販売業務	
	(ト)401K(確定拠出年金)、自動車保険及び自転車保険の取次業務	
	(チ)貸金庫業務	
	(リ)電子債権記録業に係る業務	

業務のご案内

手数料一覧

※手数料には消費税を含んでいます。

(令和3年7月1日現在)

振込手数料			
窓口	当組合(総合振込含む)	自店宛	金額5万円未満 330円 金額5万円以上 550円
		他店宛	金額5万円未満 330円 金額5万円以上 550円
	給与・賞与振込	当組合本支店	金額5万円未満 無料 金額5万円以上 無料
		他店宛	金額5万円未満 440円 金額5万円以上 440円
	他行宛	電信扱	金額5万円未満 660円 金額5万円以上 880円
		ATM	金額5万円未満 無料 金額5万円以上 無料
ATM	当組合カード使用	当組合本支店	金額5万円未満 無料 金額5万円以上 無料
		他行宛	金額5万円未満 330円 金額5万円以上 440円
	現金扱	当組合本支店	金額5万円未満 110円 金額5万円以上 330円
		他行宛	金額5万円未満 440円 金額5万円以上 660円
	他行カード使用	当組合本支店	金額5万円未満 110円 金額5万円以上 220円
		他行宛	金額5万円未満 330円 金額5万円以上 440円
個人用IB(インターネットバンキング)	当組合本支店	金額5万円未満 無料 金額5万円以上 無料	
	他行宛	金額5万円未満 330円 金額5万円以上 440円	
法人用IB	振込振替総合	当組合本支店	金額5万円未満 無料 金額5万円以上 無料
		他行宛	金額5万円未満 330円 金額5万円以上 440円
	給与・賞与	当組合本支店	金額5万円未満 無料 金額5万円以上 無料
		他行宛	金額5万円未満 220円 金額5万円以上 220円

為替関係手数料			組合員	非組合員	
代金取立	高松手形交換所内	割引手形・担保商業手形	220円		
		上記以外の手形小切手等	至急扱 330円 普通扱 110円	550円 220円	
	上記以外の交換所間	他行宛	至急扱	880円	
			普通扱	660円	
本支店間	手形小切手等(割引手形除く)	無料			
その他	不渡手形返却料	1件につき	660円		
	取立手形組戻料	1件につき	660円		
	取立手形店頭呈示料	1件につき	660円		
	送金・振込組戻料	1件につき	660円		

預金関係手数料			
発行手数料	当座小切手帳	1冊(50枚)	880円
	約束手形帳	1冊(25枚)	550円
	為替手形帳	1冊(25枚)	550円
	ICキャッシュカード(新規発行時及び更新時)		無料
再発行	ICローンカード(新規発行時及び更新時)		無料
	各種預金通帳	1冊	1,100円
	CD・ローンカード	1枚	1,100円

ATM手数料		当組合カード	提携金融機関カード
平日18時まで／土曜日14時まで		無料	110円
平日18時以降／土曜日14時以降		110円	220円
日曜日・祝日		110円	220円

その他業務関係手数料		組合員	非組合員
各種証明書発行手数料	残高証明	1通	330円
	証明書(相続仮払)	1通	330円
	融資証明書	1通	11,000円
	監査法人宛	1通	3,300円
	利息支払証明書	1通	330円
取引履歴明細	5年以内	1通	880円+(1枚22円×合計枚数)
加算手数料	5年超～20年	1通 1ヵ月毎	440円×月数
住宅ローン	年末残高証明書再発行手数料	1通	330円
	自己宛小切手発行手数料	1通	550円
	株式払込金保管手数料		3,300円
	国債口座管理手数料	1口座 年間	無料 1,320円
	出資証券再発行手数料	証券 1枚	1,100円
無精査集束手数料	訪問手数料	1回	1,100円
	入金袋回収手数料	1個	220円
両替金種指定硬貨整理手数料(紙幣・硬貨合計枚数)	1枚～100枚		無料
	101枚～300枚		220円
	301枚～500枚		330円
	501枚～1,000枚		440円
	1,001枚～2,000枚		880円
	以降1,000枚毎に		440円を加算

融資関係手数料		組合員	非組合員
住宅ローン新規実行	担保評価内実行	110,000円	
	担保評価超実行	165,000円	
住宅ローン担保調査	担保調査手数料	55,000円	
金利選択型住宅ローン	再固定金利選択手数料	11,000円	
不動産担保調査手数料	新規設定極度増額	設定額1千万円未満	11,000円
		設定額5千万円未満	33,000円
		設定額1億円未満	55,000円
		設定額1億円以上	110,000円
	追加・順位変更・債務者変更・担保譲渡・担保差替等 1登記につき		11,000円
	抵当権抹消	5,500円	
	根抵当権解除(一部解除含む)	11,000円	
動産担保取扱手数料	動産担保設定	近隣地区	55,000円
		遠隔地	66,000円
	動産担保抹消	11,000円	
条件変更取扱手数料	証書貸付返済方法変更 1件につき ※保証協会保証付融資の場合は無料	11,000円	
	証書貸付繰上(一部・全部)返済 1件につき ※但し、別途「繰上げ返済に関する特約書」を締結している場合は、その定めによる。	11,000円	
	その他金利見直し等 1件につき	11,000円	
消費者ローン	取扱手数料	1,100円(注1)	
	全額繰上完済	無料	
消費性融資	取扱手数料	融資金額×2.2%以内(注2)	

付随業務手数料		組合員	非組合員
融資手数料	全国保証保証付住宅ローン	55,000円	

(注1) 消費者ローン1件当たり、実行金額10万円以上が対象です。
(注2) 融資金額によって異なります。詳しくは担当者または営業店窓口にお問い合わせください。

でんさいネットサービス手数料			
発生記録	330円	口座間決済	無料
譲渡記録	330円	変更記録(書面請求)	2,200円
分割譲渡記録	330円	特例開示(書面請求)	3,300円
保証記録	330円	支払不能照会	110円
支払等記録	330円	口座間送金決済中止・組戻	330円
各記録承諾	無料	残高証明書発行手数料	4,400円
各記録取消	330円		

インターネットバンキング・基本手数料			
月額	個人向けインターネットバンキング		無料
	法人・事業者向け	データ伝送なし	1,100円
	ビジネスバンキング	データ伝送あり	3,300円

※本ページに掲載していない手数料もございます。
※各種手数料に関するご不明点やご質問につきましては、担当者または営業店窓口へお問い合わせください。

当組合のローンのご案内

個人向けローン	内 容	融資条件等
職域提携企業向けフリーローン	資金用途に関係なく（事業性資金は除く）必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> 当組合と職域提携を締結した企業の常勤従業員、嘱託社員、パート社員の方で、勤続1年以上の方 ご融資金額最高1,000万円以下 ご融資期間最長10年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上完済時81歳未満
職域提携企業向け目的ローン	資金用途が明確なもの及び他金融機関の目的系ローンの借換資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> 当組合と職域提携を締結した企業の常勤従業員、嘱託職員、パート職員の方で、勤続1年以上の方 ご融資金額最高1,000万円以下 ご融資期間最長10年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上完済時76歳未満
住宅ローン	ご自宅の購入、新築、増改築、修繕等に必要資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高6,000万円以下 ご融資期間最長35年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上65歳未満
リフォームローン	ご自宅（店舗を除く）の改築・改装及び家屋解体、住宅ローンの借換に必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高1,000万円以下 ご融資期間最長15年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上完済時76歳未満
マイカーローン （ニューマイカーローン）	自家用車購入、修理等（事業性資金は除く）に必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高1,000万円以下 ご融資期間最長10年以内 借入申込時の年齢が満18歳以上完済時76歳未満
教育ローン （ニュースタディーローン）	入学金・授業料等、在学中に係る費用をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高1,000万円以下 ご融資期間最長10年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上完済時76歳未満
教育ローン （極度型奨学ローンチャンス）	入学金・授業料等、在学中に係る費用をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資極度額最高500万円以下 ご入学予定月9ヵ月前から借入可能 借入申込時の年齢が満20歳以上完済時76歳未満
フリーローン （チョイス）	資金用途に関係なく（事業性資金は除く）必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高1,000万円以下 ご融資期間最長10年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上完済時81歳未満
フリーローン （べんりくん）	資金用途に関係なく（事業性資金は除く）必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高300万円以下 ご融資期間最長7年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上75歳以下
あんしんくん フリーローン	資金用途に関係なく必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高500万円以下 ご融資期間最長10年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上完済時81歳未満
まんでがんサポート	資金用途に関係なく（事業性資金は除く）必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高1,000万円以下 ご融資期間最長10年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上完済時76歳未満
創生ローン	資金用途に関係なく（事業性資金は除く）必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高500万円以下 ご融資期間最長7年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上65歳未満
カードローン （ぼけっとカード）	極度額を設定し、その範囲内で資金用途に関係なく当座貸越の方法で繰り返し利用できるローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高100万円以下 借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
カードローン （エースカード）	極度額を設定し、その範囲内で資金用途に関係なく当座貸越の方法で繰り返し利用できるローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高300万円以下 借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
随時返済型ローン （すま〜と）	普通預金（総合口座を含む）にカードローン機能を付帯し、設定した極度額の範囲内で、キャッシュカードにより預金残高を超える支払ができるローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高100万円以下 借入申込時の年齢が満20歳以上70歳以下

当組合のローンのご案内

事業者向けローン	内 容	融資条件等
一般のご融資	事業に必要な設備・運転資金等	必要に応じて融資条件等を付させていただきます。
けんしん ビジネスローン	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利型、証書貸付 ・原則として担保を要しない事業性資金（代表者1名の連帯保証のみ必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資限度額5,000万円まで（詳しくは窓口へお問い合わせください。） ・ご融資期間最長5年以内 ・お客さまの財務内容によって、貸出金利を優遇させていただきます。
けんしん ビジネスサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利型、手形貸付及び証書貸付 ・原則として担保を要しない運転資金 ・連帯保証人 原則1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資限度額500万円まで（詳しくは窓口へお問い合わせください。） ・ご融資期間 手形貸付：最長2年以内 証書貸付：最長7年以内
小規模企業応援 ローン	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利型、証書貸付 ・設備資金、運転資金 ・中小企業・小規模企業（法人・個人）、新規創業または第二創業を行おうとする者（創業後1年未満の者含む）で当組合事業性融資新規先 ・連帯保証人 原則1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資限度額500万円まで（詳しくは窓口へお問い合わせください。） ・ご融資期間最長7年以内
商工会アシスト保証制度	事業資金、開業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社と業務提携契約を締結した商工会（商工会議所）のあっせんが受けられる方 ・ご融資限度額500万円まで ・ご融資期間最長10年以内
あんしんくん ビジネスローン	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利型、証書貸付 ・事業資金 ・個人事業主 ・必要書類は本人確認書類のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金額最高500万円まで ・ご融資期間最長10年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上で完済時満81歳未満
けんしん クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利型、当座貸越方式 ・極度額の範囲内で事業性資金を繰り返し利用可 ・法人の代表者、個人事業主等（保証人不要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金額最高500万円まで ・残高に応じて返済額が増減する残高スライド方式 ・借入申込時の年齢が満20歳以上70歳以下

制度融資のご案内

制度の名称	制度の概要	融資条件等
<新規創業支援> 新規創業融資	県内で新たに事業を始めるための設備・運転資金	県内で新たに事業を開始しようとする者（開始して1年未満の者を含む）
<経営革新支援> 経営活性化支援融資	経営の効率化、安定化のために必要な設備資金	県内で6か月以上引き続いて同一の事業を営む中小企業者または組合
<経営安定化支援> 経営安定融資	経営の合理化のための設備・運転資金	県内で6か月以上引き続いて同一の事業を営む中小企業者または組合
<経営安定化支援> 経済変動対策融資	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金	県内で1年以上引き続いて同一の事業を営む中小企業者または組合で、売上が一定割合以上減少するなど、経営の安定に支障が生じている者
<経営安定化支援> 特産振興小口融資	市町の定める要件に該当する小規模事業者の設備・運転資金	県内小規模企業者で、市町の定める要件に該当する者
<緊急経済対策支援> 香川県新型コロナウイルス感染症対応資金	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業者への、事業継続や経営の安定のために必要な事業資金【3年間実質無利子、保証料ゼロ】	県内に事業所等を有し、セーフティネット4号、5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者【取扱期間：令和2年5月1日～令和3年5月31日実行分】

(注) 上記以外にも取扱いしております。詳しくは窓口へお問い合わせください。

“けんしん”の内部管理態勢

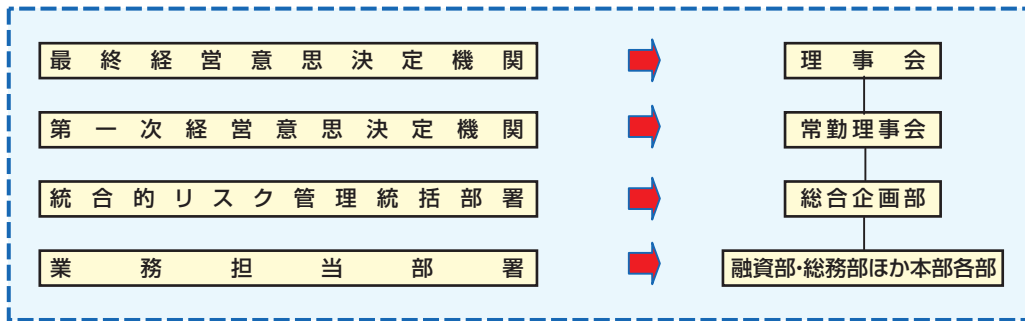
統合的リスク管理態勢（多様化・複雑化するリスクに備えて）

金融機関は、お客さまからお預りした資金を企業や個人の方に対して提供し、また流動性の確保のための有価証券投資を行う等により、資金を循環させるという基本機能を果たしています。しかしながら、貸付や有価証券投資には、融資したお金が戻ってこないという信用リスクや、投資した有価証券の価格が下がってしまうといった市場リスク等の諸リスクが伴っており、こうしたリスクを経営体力の範囲内に収める管理態勢の構築が、経営の健全性に対するお客さまの信頼につながるものと考えています。

統合的リスク管理の基本方針

自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリごと（信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより適切なリスクコントロールを行ってまいります。

統合的リスク管理の組織態勢



管理対象のリスク

信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少あるいは消滅し、当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合では個別・グループ別・大口与信先別・特定業種別等にそれぞれ与信限度額を設定のうえ、与信集中リスクの是正に努めるとともに、リスクの計量化により与信ポートフォリオから発生する予想損失額を定期的に把握することで、過大なリスクテイクを回避し、資産の健全性の維持に努めております。	
市場リスク	市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、組合が保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクであり、当組合では、平成20年度に経験した世界的な金融危機を踏まえ、自己資本の範囲内でリスクの上限額を設定し、資産・負債全体の市場リスク量が上限額を超過しないよう、厳正なモニタリングを実施するなどリスク量の適切なコントロールに努めております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）及び予期せぬ資金の流出等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことであり、当組合では、日々の資金繰りや予期せぬ資金需要に対応できるよう、資金繰りに係るリスク管理指標とそのガイドラインを設定し、適正な流動性水準の維持・管理に努めております。	
オペレーショナルリスク	事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合では、正確かつ迅速な事務処理が信用の原点であるとの認識の下、コンプライアンスの徹底を図り、役職員の事務リスクに対する意識の高揚と事務の正確性の確保に努めるとともに、各業務担当部署が実施する臨店事務指導や事務ミス発生状況の実態把握を通じて、事務処理水準の向上や事務ミス防止の徹底に努めております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合は、信用組合共同センターに加盟していますが、コンピュータシステムの安全稼働を確保するため、セキュリティポリシーに基づいた各種対策を実施するとともに、障害が発生した場合の影響の極小化と早期復旧を図るため、情報資産に関する管理態勢の整備、セキュリティシステムの構築などその態勢整備に取組んでおります。
	その他リスク	その他リスクとは、オペレーショナルリスクのうち事務リスク及びシステムリスクを除いたリスクのことで、法務リスク・風評リスク・人的リスクなどをいいます。当組合ではコンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、これらのリスクを適切に管理しております。

危機管理態勢

当組合は、社会的責任と公共的使命を担っている金融機関として、危機管理を経営の最重要課題と位置づけ、非常事態発生の場合には、第一にお客さまと職員の生命を守ることとし、次いで業務態勢を確保することにより広くお客さまの期待に応えることを基本方針に定め、当組合に想定されるリスクのうち、特に業務の継続に関して多大な影響があり、且つ緊急の対応を要する危機が発生した場合は、速やかに弾力的、有効適切な対応が図れるよう、その態勢整備に取組んでおります。

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

基本方針

信用組合の社会的責任と公共的使命は、経営の自己責任原則に基づく健全経営に徹し、地域社会の中小企業や個人の皆さまに正確・迅速な質の高い金融サービスを提供し、地域社会の安定的な発展・繁栄に貢献することにあります。

“けんしん”では、その社会的責任と公共的使命を達成させるべく、役職員の指針として「基本方針」と「倫理規程」を制定しています。このコンプライアンス・マインドを醸成するため、コンプライアンス・プログラムに基づいて各種規程を作成し、研修・勉強会を開催してその浸透を図ることにより、社会規範に反することのないよう常に誠実かつ公正な業務運営を遂行しております。

次の表は信用組合の法令遵守項目の主要なものです。当組合は関係法令等を遵守した経営を行っております。

(令和3年3月31日現在)

項目	基準法令	基準	当組合の状況
自己資本比率	協金法	4%以上	8.98%
員外預金比率	中企法	20%以内	15.81%
員外貸出金比率	中企法	20%以内	14.85%
大口信用供与	協金法	単体自己資本額の25%以内	全て限度内

コンプライアンス態勢

当組合におけるコンプライアンスは、法務監査部が統括しており、コンプライアンスに関係する事項の一元的な管理を行っております。また、各部店にはコンプライアンスを実践・浸透させるためにコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスチェックリストによるコンプライアンス状況のチェックやコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンスの浸透に努めております。

内部通報制度について

当組合では、内部通報受付・相談窓口を設置しております。また、内部通報者を保護するために『内部通報者保護規程』を制定し、自浄作用（不正行為の早期発見と是正）によってコンプライアンス態勢を強化しております。

取引等の適切性確保への取組み（優越的地位の濫用防止）について

お客さまのお取引の信頼性を確保するために、独占禁止法上の不公正取引となる『優越的地位の濫用』と誤認されないよう、また、『適合性の原則』に沿った適切な金融取引、金融商品等の販売に努めております。当組合からお勧めした金融商品等のご契約が、今後のご融資等に影響しないことを前提に、お客さまの意思でご契約いただけるよう、コンプライアンス態勢の維持・向上に努めています。

顧客保護等管理態勢への取組みについて

当組合では、法務監査部が顧客保護等管理に関して統括しており、管理態勢の強化を図っております。さらに、苦情・相談窓口を法務監査部内に置き、お客さまからの苦情・相談の受付態勢を整備するとともに、事案の解決、苦情等の収集、内容の分析を通じて改善諸施策への反映などを実施できる態勢としております。

取引時確認に関するお願い

マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客さまから口座の開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法」に基づき、下記の要領により取引時確認を行っております。

本人確認書類のご提示が必要な取引

◎は本人確認書類のご提示が必要な取引です。

取引内容		取引金額		
		10万円以下	10万円超 200万円以下	200万円超
口座開設、保護預かりなどの取引開始		◎	◎	◎
預金口座への現金入金		不 要	不 要	◎
預金口座からの現金払出				
窓 口 振 込	現 金	不 要	◎	◎
	A T M での 振 込	現 金	取扱できません	取扱できません
	当組合カード	不 要	○	取扱できません
各種料金の支払		現 金	◎	◎
小切手の支払		現 金	◎	◎
配当金の支払		現 金	◎	◎
自己宛小切手の振出		現 金	◎	◎

(注) ○⇒カード口座の本人確認状況によってはお取扱できない場合がありますので、ご注意ください。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

与信取引に関する説明態勢

お客さまとの親密な関係を長く維持することを目的とし、与信取引に関して法令に則り、お客さまの知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び苦情相談処理機能についての規程を制定しております。また、重要な事項の説明態勢等に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて職場研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

個人情報保護宣言

香川県信用組合は、個人情報保護および個人番号の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等を遵守してお客さまの情報を厳格に管理し、お客さまのご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めております。

個人情報のお取扱いについて

香川県信用組合（以下「当組合」といいます。）は、当組合お取引のお客さまが安心して当組合をご利用いただけますよう「個人情報保護方針」を役職員一同が遵守するとともに、お客さまの個人情報につきましては、適切な取扱いとその保護に万全を期しております。

個人データの安全管理措置に関する方針

香川県信用組合は、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理しております。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図れるよう必要かつ適切な監督に努めております。

利益相反管理方針

香川県信用組合は、お客さまの利益を保護することを目的に、「利益相反管理方針」を定め、お客さまの正当な利益の確保及びその利便性の向上に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

香川県信用組合（以下「当組合」といいます。）は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力に対して下記の事項を遵守し、当組合に対する信頼を維持し業務の適切性及び健全性の確保に努めております。

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

出資に関する取扱説明態勢

中小企業等協同組合法及び当組法定款に基づいて、組合加入や出資金に関して適正な説明が行えるように、「組合加入・出資金説明資料」を策定し、全職員に明確かつ具体的説明を行うことを徹底しております。

組合員について

加入資格

以下の(1)～(4)に該当する方は、当組合の組合員になることができます。

- (1)当組合の営業地区内（香川県）にお住まいの方
- (2)当組合の営業地区内（香川県）においてお勤めの方
- (3)当組合の営業地区内（香川県）において事業を営んでいる方
常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ資本金または出資の総額が3億円を超える事業者を除きます。なお、従業員数、資本金の額は業種によって異なります。
- (4)当組合の営業地区内において事業を行う事業所の役員の方

加入手続

「出資金加入申込書」を当組合に提出してください。なお、組合員として加入承諾されるまで1週間ほどの期間を要することがあります。

①加入申込書の提出⇒②当組合の承諾⇒③出資金の払込み⇒④組合加入

※相続により組合員となる場合

組合員の方がなくなった場合、3ヵ月以内に入会資格をもつ相続人が組合加入の申出をしたときは、相続開始のときに組合員になったものとみなされます（相続人が複数あるときは、他の相続人の同意書が必要になります。）。その相続人は、被相続人の出資持分について、当組合に対する義務・権利を承継します。なお、3ヵ月以内に上記の手続が行われなかった場合には、法定脱退（後述）の扱いとなりますのでご注意ください。

組合員の脱退

脱退には、以下の自由脱退と法定脱退の2種類があります。

- ① 自由脱退（組合員本人の都合で脱退する場合）
 - ・通常90日前までに脱退を予告（申請）すれば、事業年度末日において脱退することができます。
 - ・脱退予告後も、その事業年度末日になるまでは、組合員としての権利・義務を有します。
- ② 法定脱退（法定事由により、組合員本人の意思にかかわらず直ちに脱退となる場合）
 - ・組合員資格の喪失（地区外移転等）、死亡、破産（破産による解散を含む）などの法定事由が生じた場合は、直ちに法定脱退となり、その時点で組合員としての義務・権利（持分払戻請求権を除く）を喪失します。

出資金について

出資の払込

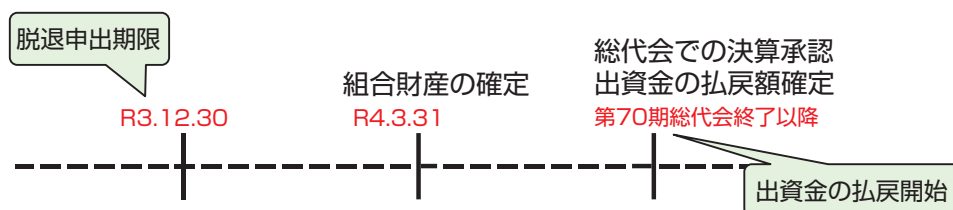
- ・ 組合員は1口以上の出資をしなければなりません。また、一組合員の出資口数は、原則として1,000口以内としております。
- ・ 出資口数は、増やしたり減らしたりすることができます。ただし、出資口数を減らすことができるのは、事業を休止したり一部を廃止したとき、その他やむを得ない事由があると認められた場合に限りです。
- ・ 出資金を払い込むと、当組合の「出資証券」をお渡ししますので、大切に保管してください。万一紛失された場合などは、速やかに当組合にご連絡ください。
- ・ 「出資証券」は質入することはできません。
- ・ 出資金は、預金ではありません（預金保険の対象外）。

出資金の譲渡

- ・ 出資金は当組合の承諾を得て、他の組合員または組合員資格をもつ方に譲渡することができます。

出資金の払戻

- ・ 組合員は脱退または出資口数を減少させるにあたって、出資金の払戻請求をすることができます。
- ・ 払戻金の引渡は、申請の時期によっては、1年以上かかる場合があります。預金解約のような即時返金はできません。



- ※当組合に債務（借入金等）がある場合、その債務を完済するまでは、脱退した組合員に対し、出資金の払戻を停止することがあります。
- ※払戻金額は、当該事業年度末の当組合財産状況を基準として決定されることから、その財産状況によっては、出資した元本の払戻が受けられない可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、破綻時には、全く返金されない可能性があります。
- ※自由脱退・法定脱退による「出資口数の持分の払戻請求権」の時効は2年です。

出資額に対する配当金

- ・ 当組合の年度決算の結果、剰余金が生じた場合に、総代会の承認を得て、出資額に応じた額の配当金が支払われます。
 - ・ 配当金が支払われるのは、その事業年度末現在での組合員に限られます。
 - ・ 配当金には、所得税法の定める所得税がかかります。
 - ・ その事業年度の途中で加入した組合員には、以降の加入期間に応じた割合の配当金が支払われます。
 - ・ その事業年度の途中で譲渡または法定脱退した組合員の出資については、配当金は支払われません。
- ※配当金の「支払請求権」の時効は10年です。

振り込み詐欺(恐喝)対策は万全ですか？

振り込み詐欺の種類

①オレオレ詐欺(恐喝)

犯人は様々な名目で振込みを要求してきます。また、不審に思われないようにするため、「風邪で声が出ない。」「携帯電話の番号が変わった。」などといった電話をあらかじめかけてくる場合もあります。

②架空請求詐欺(恐喝)

「自宅や勤務先に取り立てに行く。」「裁判になる。」「ブラックリストに載る。」などと言って振込みを要求してきます。振込みのほか「電信為替」「現金書留」での送金を要求する手口も見られます。

③融資保証金詐欺

正規の貸金業者の名前を騙ったダイレクトメール等で勧誘し、保証金等の振込みを要求してきます。

④還付金等詐欺

税務署や社会保険事務所等を騙り、税金の還付金等に必要な手続を装ってATMを操作させて口座間送金により現金を騙し取る手口です。

振り込み詐欺対策のポイント

オレオレ詐欺(恐喝)対策

- すぐに振り込まない。一人で振り込まない。
- 相手より先に自分や家族の名前を言わない。
- 相手に名乗らせて、本人かどうかを確認する。
- 本人や家族に事実を確認する。
- 身近な人、最寄の交番・警察署、金融機関等に相談する。

架空請求詐欺(恐喝)対策

- 利用した覚えがなければ絶対に振り込まない。
- 自分から相手に連絡しない。
- 相手に自分の氏名、住所、電話番号を教えない。
- 見覚えのない送信元からのメールに表示されているアドレスにはアクセスしない。

融資保証金詐欺対策

- 融資を勧める電話やハガキに注意して、安易に応じない。
- ヤミ金業者等のうまい話に簡単に乗らない。
- 絶対に現金の振込はせず、相手に自ら電話をしない。

還付金等詐欺対策

- あらかじめATMによる1日あたりの利用限度額を引き下げておく。
- 税務署や市町村役場等が、還付金の受取のためにATMの操作を求めることはないので、税務署や市町村役場等関係者に確認する。

キャッシュカード等に関連する犯罪対策



ご存知ですか？

“けんしん”の「偽造・盗難キャッシュカード等対策」

お客さま自身のキャッシュカード・通帳の厳重な管理も、偽造・盗難キャッシュカード・盗難通帳による被害対策として重要なポイントとなりますので、以下の点に十分ご注意ください。

- ①暗証番号は、他人から推測されにくい番号をご使用ください。
特に生年月日、電話番号、車のナンバー、自宅の番地等を使った暗証番号は、たとえ組み替えたとしても簡単に第三者に推測されてしまいます。キャッシュカードの不正利用における被害において最も多いケースです。
- ②偽造・盗難被害防止のために、通帳・キャッシュカードの管理には十分ご注意ください。
- ③絶対に車の中には放置せず、常に携帯してください。
- ④飲食店などで壁や椅子に掛けた上着やカバンから通帳やキャッシュカードを抜き取られないよう、ご注意ください。
- ⑤電車の中や駅のホーム、街中で、スリに通帳やキャッシュカードを抜き取られないよう、ご注意ください。
- ⑥お通帳やご利用の明細書は頻繁にチェックし、内容をご確認ください。



万一、通帳・キャッシュカードの偽造・盗難・悪用に気付いた場合には、最寄の当組合本支店までご連絡ください。
⇒ 本支店の連絡先は39ページをご覧ください。

★当組合休業日・営業時間外のご連絡先

047-498-0151

《信組情報サービス(株) 自動機集中監視センター》

は十分ですか？

当組合におけるセキュリティ対策

① 暗証番号の変更は、当組合のATMで簡単にお手続きできます。

キャッシュカードの暗証番号は、定期的に変更することをお勧めします。

こんな暗証番号が危ない！！

『生年月日』『電話番号』『車のナンバー』『自宅の番地』等
最近多発しているキャッシュカードの偽造・盗難などによる不正使用被害で、
最も多いのがこのケースです。

現在、「類推されやすい暗証番号」をお使いの場合には、
速やかに変更されるようお勧めします。

② 当組合のATMには「覗き見防止フィルター」を採用しています。

ATMの操作画面に「覗き見防止フィルター」を貼付し、操作内容が覗き見されないよう、ガードしています。

③ お客さまごとに1日の取引限度額の設定が行なえます。

お客さまの口座ごとに「1日あたりの支払限度額」を設定できます。個人のお客さまは100万円まで、法人のお客さまは200万円までの範囲内で設定が可能です。また、「他金融機関での取引禁止」「口座開設店舗以外での取引禁止」の設定も可能ですので、詳しくは最寄の当組合本支店へお問い合わせください。

④ ICキャッシュカードの導入

磁気ストライプカードに比べて偽造が困難なICカードを発行しております。磁気ストライプカードからICキャッシュカードへの変更も当組合本支店で承っておりますので、お問い合わせください。

⑤ 盗難・偽造キャッシュカード、盗難通帳等被害への補償について

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客さまに対して補償を行う制度を導入しております。もし被害に遭われたら、当組合本支店へお問い合わせください。

地域社会
貢献

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督
を推進し、地域社会への貢献に取り組ん

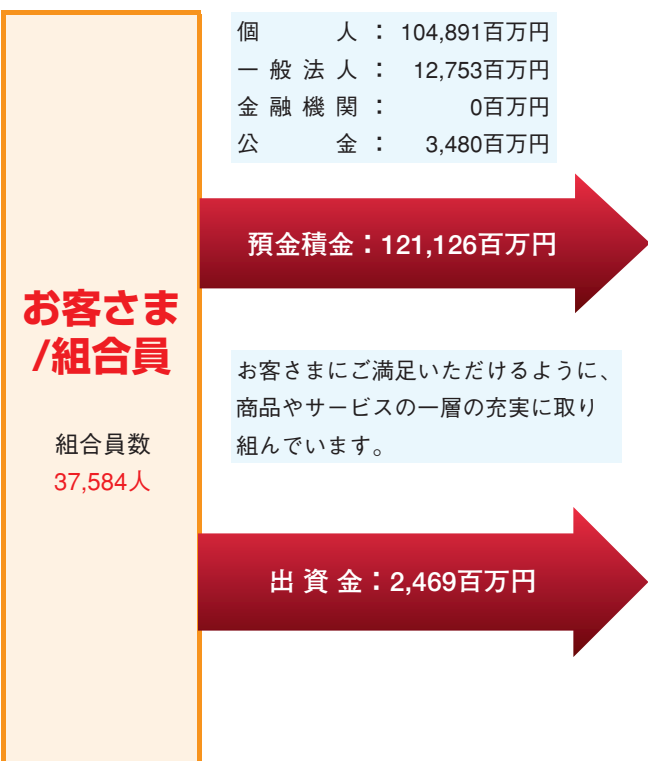
Relationship

当組合の地域経済活性化への取り組みについて

当組合は、香川県一円を営業地区として、地元の中小企業者や勤労者の皆さまが組合員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元の皆さまからお預りした大切な資金（預金積金）は、厳正かつ公正な審査に基づき、中小企業者や個人の皆さまへ積極的にご融資し、

お取引先及び地域社会の健全な発展をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供に止まらず、地域文化発展といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



けんしん
香川県信用組合

役職員数：166人
店舗数：17店舗

《令和2年度の決算状況》

業務純益：277百万円
当期純利益：132百万円
自己資本比率：8.98%

地域社会への貢献

信用組合は、全国規模で営業を展開する都市銀行等と違い、営業活動地域を限定されています。したがって、地域の発展なくしては信用組合の発展は望めず、当組合では金融機関業務を通じて微力ではありますが地域の繁栄に奉仕することはもちろんのこと、地域への感謝を込めて多様な社会貢献活動にも配慮してまいります。

取引先への支援状況等

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援

事業再生	当組合の事業再生委員会の機能強化、関係機関との連携強化により、企業価値が保たれているうちの早期再生と持続可能性ある事業再構築に取り組めます。	令和2年度は20先に対し事業再構築に取り組みました。
創業・新事業支援	関係機関との連携を強化し、ベンチャー企業の育成並びに中小企業の技術及び新事業の展開を支援します。	令和2年度は9先に対して創業支援融資に取り組みました。
経営改善支援	コンサルティング機能、情報提供機能並びに相談機能強化を継続し、経営改善支援に積極的に関与します。	令和2年度は97先に対して経営改善支援に取り組みました。
事業承継	情報ネットワークの活用及び法務・財務・税務等の外部専門家との連携を強化し、積極的に事業承継を支援します。	令和2年度は外部専門家と連携し11先の支援に取り組みました。

「指針」に基づく地域密着型金融 でいます。

貸出金以外の運用：52,474百万円

預け金や有価証券等で運用しています。預け金は主に全国信用協同組合連合会への定期性預け金としており、有価証券は安全性を第一として債券を中心に運用しています。

預金積金に占める預け金等の割合：43.32%

貸出金：78,753百万円

すべての融資が円滑、厳正かつ公正に行われ、お客さま及び地域社会の健全な発展に資するよう心がけています。

預金積金に占める割合：65.01%

支援・サービス

お客さま /組合員

うち組合員
67,051百万円

うち組合員外
11,702百万円

法人等
43,200百万円

個人
25,920百万円

地方公共団体
9,632百万円

地域密着型金融への今後の取組

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの趣旨を踏まえて、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組を組織全体として継続的に推進し、中小・零細企業、新興企業等それぞれのニーズに応じた、多様で円滑な資金供給の実現を促進してまいります。

地域密着型金融の具体的内容

「地域密着型金融の取組についての評価と今後の対応について」を受けて、改訂された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』および『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム』の成果等を踏まえ、今後、恒久的な枠組みの中で推進すべき地域密着型金融の具体的内容が以下のとおり明確に示されています。

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

(2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底

担保・保証に過度に依存しない融資の徹底	定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先企業の事業価値を見極めて融資を行う態勢を強化します。	令和2年度は小規模企業応援ローン含め、84件融資実行しました。
中小企業に適した資金供給手法の徹底	財務諸表の精度が高い中小企業に対する融資の推進、けんしんビジネスローン及びビジネスサポートローンの推進を継続します。	

(3) 地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献

地域の面的再生	産学官とビジョンを共有し、公民連携へ参画します。	令和2年度は創生ローン(波及、消費性含む)35件融資実行しました。
地域活性化に繋がる多様なサービスの提供	高齢者保有資産の有効活用、若い世代や高齢者への金融知識の普及、多重債務者問題解決の提案など金融サービスを提供します。	
地域への適正なコミットメント、公共部門の規律付け	地方公共団体等との取引に係るコストやリスクを適切に把握し、計画的な融資推進態勢を構築します。	

融資を通じた地域貢献

貸出先数・金額

(令和3年3月31日現在)

(単位：先、千円、%)

業種	先数	金額			構成比
		設備資金	運転資金	金額合計	
製造業	114	632,863	1,265,103	1,897,967	2.40
農業、林業	24	174,755	27,668	202,424	0.25
漁業	15	—	41,800	41,800	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1,040	—	1,040	0.00
建設業	296	694,182	2,842,068	3,536,250	4.49
電気、ガス、熱供給、水道業	13	790,431	20,837	811,269	1.03
情報通信業	5	7,568	30,155	37,723	0.04
運輸業、郵便業	44	264,994	1,522,451	1,787,445	2.26
卸売業、小売業	234	1,118,195	2,175,897	3,294,093	4.18
金融業、保険業	21	4,640	4,038,111	4,042,751	5.13
不動産業	177	16,650,499	2,344,482	18,994,981	24.11
物品賃貸業	4	—	10,189	10,189	0.01
学術研究、専門・技術サービス業	80	352,278	482,166	834,444	1.05
宿泊業	13	1,149,401	422,310	1,571,711	1.99
飲食業	203	248,609	806,032	1,054,642	1.33
生活関連サービス業、娯楽業	144	1,002,377	955,565	1,957,942	2.48
教育、学習支援業	3	133,728	27,590	161,318	0.20
医療、福祉	12	886,410	101,572	987,982	1.25
その他のサービス	107	948,275	703,346	1,651,622	2.09
その他の産業	4	—	323,088	323,088	0.41
小計	1,514	25,060,252	18,140,438	43,200,690	54.85
地方公共団体	9	4,766,016	4,866,763	9,632,780	12.23
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,001	18,649,464	7,270,984	25,920,449	32.91
合計	7,524	48,475,733	30,278,186	78,753,920	100.00

(注) 個人向け住宅ローン及び消費者ローンの金額については、64ページに記載しております。

地方自治体の制度融資の取扱状況

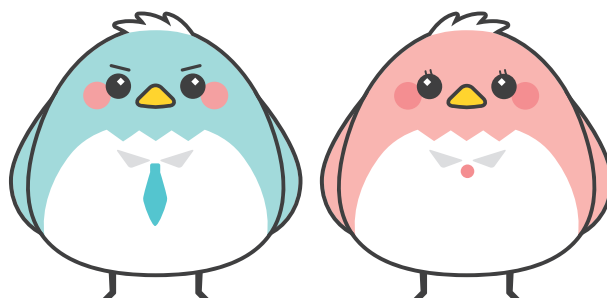
(令和3年3月31日現在)

当組合は、香川県や高松市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、令和2年度は、**652件、5,248百万円**の取り組みを行いました。
なお、制度融資の名称、概要、融資条件等は25ページに記載しております。

“けんしん”のローンの取扱状況

(令和3年3月31日現在)

当組合は、中小零細事業者や住民の皆さまの資金ニーズにお応えするため、事業者向けローン、個人向けローンの取扱いをしております。令和2年度は、**2,529件、15,856百万円**の取り組みを行いました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、地域の中小企業（個人事業主含む。以下、同じ。）の経営相談・経営指導及び経営改善に関するキメ細やかな支援に取り組むことが、地域経済の発展に寄与するものと考えており、協同組織金融機関として相互扶助の理念に基づき、地域の中小企業の皆さまの経営の安定化等に資するため、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと同様の支援を行うなど、中小企業の経営支援に全力で取り組んでまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

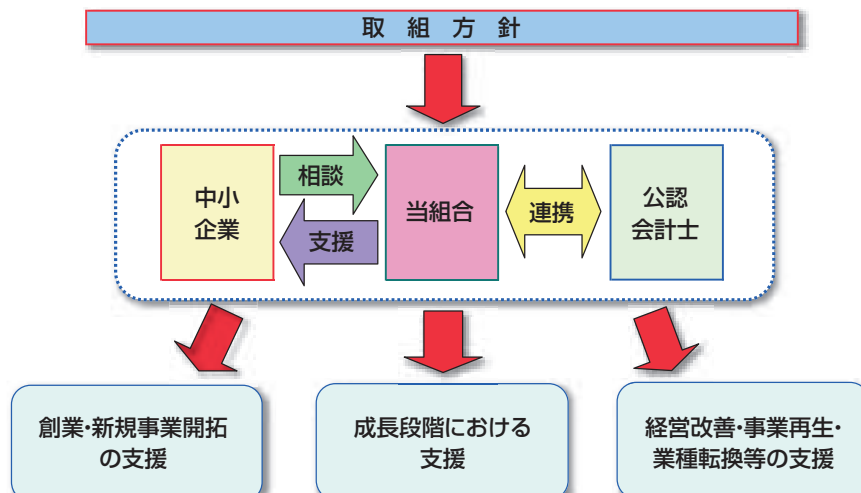
当組合は、本部内に「企業支援室」を設置し、地域の中小企業の皆さまの経営相談や経営指導等の支援を、営業店と一体となり取組むとともに、円滑な資金供給のための活動を推進しております。また、平成25年7月より、経営支援の実効性を高めるため、外部専門家との連携強化の一環として、公認会計士と顧問契約を締結し、高度かつ専門的な経営課題等に対しても対応できる態勢を構築しております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

項目	取組状況	令和2年度取組事例
創業・新規事業 開拓の支援	地域における創業・新規事業開拓(以下「創業等」という。)の重要性を認識し、操業等に取り組むお客さまに対する相談業務を強化するとともに、お客さまの知識や経験或いは設立の経緯等の定性情報をより重視した対応に努めております。	新たに事業を開始しようとするお客さまに対し、専門家と連携して、9件の創業支援に取り組みました。
成長段階における 支援	当組合では、医療・介護事業或いは環境ビジネス分野を成長分野として捉え、日常継続的な訪問活動を通じて資金ニーズの把握に努めております。	グループホーム開業、訪問看護事業資金や、太陽光発電装置の設備資金に、15件の融資協力を行いました。
経営改善・事業再生・業種転換等の 支援	地域の中小企業の皆さまを支援していくうえで、職員の目利能力の向上は必要不可欠であり、各種研修会や通信教育受講等により、人材の育成に積極的に取り組んでいるほか、本部・営業店が一体となり、経営改善計画書の策定支援に努めております。	経営改善を必要とする中小企業者に対し、定期的なモニタリングや専門家を通じてアドバイスを行うなど、97先の課題解決支援に取り組みました。

地域の活性化に関する取組状況

地域の活性化は、地域金融機関として最も重要な社会的使命であると考えており、具体的取組事例として、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた事業者への資金繰り支援・円滑化を通じ、地域の活性化支援に取り組みました。



地域サービスの充実

店舗・ATM等の設置状況

(令和3年3月31日現在)

店名	郵便番号	住所	電話番号	ATM設置数	休日稼働
本部	760-0050	高松市亀井町9-10	087-833-3312	—	—
本店営業部	760-0050	高松市亀井町9-10	087-833-3314	2台	土 日 祝
栗林支店	761-8061	高松市室町1907-6	087-866-6611	1台	—
新橋支店	760-0067	高松市松福町1丁目3-1	087-851-3866	1台	—
屋島支店	761-0113	高松市屋島西町1968-13	087-841-4471	2台	土 日 祝
仏生山支店	761-8078	高松市仏生山町甲42-6	087-889-0315	1台	—
円座支店	761-8044	高松市円座町1044-1	087-885-2131	2台	土 日 祝
川東支店	761-1706	高松市香川町川東上1732	087-879-3201	1台	—
長尾支店	769-2301	さぬき市長尾東868-6	0879-52-2122	1台	—
中央支店	760-0079	高松市松縄町36-1	087-866-3010	2台	土 日 祝
三本松支店	769-2601	東かがわ市三本松1713-3	0879-25-2367	1台	—
坂出支店	762-0045	坂出市元町4丁目5-20	0877-46-0101	1台	—
丸亀支店	763-0024	丸亀市塩飽町7-2	0877-22-3391	1台	—
琴平支店	766-0003	仲多度郡琴平町五条726-3	0877-73-4411	1台	—
観音寺支店	768-0072	観音寺市栄町1丁目4-13	0875-25-1717	1台	—
高瀬支店	767-0011	三豊市高瀬町下勝間2357-4	0875-72-5539	1台	—
土庄支店	761-4121	小豆郡土庄町洲崎甲1447-10	0879-62-1353	2台	土 日 祝
志度支店	769-2101	さぬき市志度739-10	087-894-2605	1台	—

店舗設置のATM稼働時間帯は、平日8:45～18:00です。

ただし、休日稼働ATM設置店舗のATM稼働時間帯は、平日8:45～19:00、土曜・日曜・祝日は9:00～19:00です。
(土曜・日曜・祝日に稼働しているATMは、本店営業部、屋島支店、円座支店、中央支店、土庄支店及び内海出張所です。)

店舗外ATMの設置状況

(令和3年3月31日現在)

設置場所	平日稼働時間帯	土曜稼働時間帯	日曜・祝日稼働時間帯	設置台数	休日稼働
内海出張所	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	1台	土 日 祝

店舗外共同ATMの設置状況

(令和3年3月31日現在)

設置場所	平日稼働時間帯	土曜稼働時間帯	日曜・祝日稼働時間帯	設置台数	休日稼働
香川県庁共同出張所	9:00～17:00	—	—	1台	—
イオンモール綾川	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	1台	土 日 祝
ゆめタウン丸亀	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	1台	土 日 祝

セブン-イレブン設置のATM

(令和3年3月31日現在)

全国のセブン-イレブン設置のATMで、24時間365日、お取引が可能です。時間内のお引き出し・お預け入れについては、手数料を無料とさせていただきます。(手数料無料の時間 平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00)
なお、組合員の皆さまが、同ATMから時間外にお引き出し等をされた場合や他金融機関のATMにより、お引き出し等をされた場合は、手数料を一旦口座から引き落としさせていただきますが、「月5回」までの手数料が翌月に口座へ返戻されるサービスを行っております。

顧客の組織化とその活動状況

当組合の『けんしん年金友の会』は、当組合で年金を受給している方の親睦を図るため平成11年に設立され、会員数は現在6,912名となっております。会員の方にお誕生日のプレゼント、温泉のご優待割引共通券の配布等を行っています。

《お誕生日のプレゼント》

会員の方のお誕生日にプレゼントを持参してお祝いさせていただいております。プレゼントの品は毎年10月1日から変更してお配りしております。

《温泉の優待割引共通券の配布》

県内温泉施設利用の際の共通割引券(令和2年度は県内19箇所)を配布しております。

苦情相談窓口の設置

当組合では、お客さまからのご意見、ご要望にお応えするため、各営業店に『コンプライアンス担当者』を配置するとともに、本店に苦情等相談窓口を設けております。

また、信用組合業界におきましても、『しんくみ相談所』を設置し、信用組合業務に関してお困りのことや当組合へのご意見、ご要望に対応しておりますので、ご遠慮なくお申しつけください。

当 組 合		信 用 組 合 業 界	
☆ 名 称	苦情相談窓口(本店：法務監査部) (各営業店は店舗案内参照)	☆ 名 称	(一社)全国信用組合中央協会 “しんくみ相談所”
☆ 電 話 番 号	087-833-3322	☆ 電 話 番 号	03-3567-2456
☆ E-mail	kenshin3@ninus.ocn.ne.jp	☆ 受 付 時 間	午前9時～午後5時 (土・日・祝日及び協会の休業日を除く)
☆ 受 付 時 間	午前9時～午後5時 (土・日・祝日及び当組合の休業日を除く)		

苦情相談処理状況 (令和2年度)

当組合では、苦情相談処理状況をディスクロージャー誌で公表するとともに、組合内で全役職員が苦情相談発生状況を分析し、情報を共有して再発防止に努めております。

	事務ミス	説明不足	対応の不手際	その他	合 計
預 金 関 係	0	0	0	1	1
融 資 関 係	0	2	1	1	4
そ の 他	0	1	0	2	3
合 計	0	3	1	4	8

★お客さまからのお申し出内容によって分類しております。

紛争解決窓口の設置

苦情等のお申出は当組合のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、『当組合苦情相談窓口』または『しんくみ相談所』へお申出ください。なお、お客さまが、直接、下記の各仲裁センター等へお申出することも可能です。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を勧める方法もあります。

- ① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3		
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 間	月～金(除:祝日、年末年始)		
	9:30～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00

文化的・社会的貢献に関する活動

しんくみピーターパンカード寄付金の贈呈

当組合は、平成14年度から毎年、四国信用組合協会を通じて、子供たちの健全育成や難病の子供たちを支援することを目的に『しんくみピーターパンカード』のご利用代金の0.5%相当額を、障害児支援施設等に寄付金として贈呈しております。



献 血 活 動

当組合は、創立30周年となる昭和57年から現在に至るまで、献血活動に取り組むとともに、創立30周年の時は、日本赤十字社に献血運搬車を、平成14年の創立50周年の折には、献血広報車を寄贈しております。これらの活動が評価され、平成元年に日本赤十字社より「金色有功賞」を、平成14年に「銀色有功賞」を頂いたほか、平成17年に香川県血液対策推進議会より、献血優良団体として表彰されました。また、平成28年10月21日に開催された「第53回全国信用組合大会」において、「社会貢献表彰」を受賞いたしました。



地域で支えあう見守り活動

当組合は、平成25年11月22日より、高松市と「地域で支えあう見守り活動」に関する協定を締結しております。お客様宅を訪問した際、高齢者等の日常生活に何らかの異常を発見した場合は、地区の民生委員児童委員協議会もしくは高松市に状況を連絡し、この連絡により市の地域包括支援センター等の庁内組織の支援や、外部関係機関にも協力をお願いするなどの適切な対応を図ることで、地域福祉の向上に寄与することを目的とした活動であります。同じく、平成27年4月1日より観音寺市と、また同年10月1日より三木町と、同様の協定を締結しております。

また、琴平町とは、メール配信サービスを用いた「緊急告知システム」への登録を行っております。



防災・減災への取り組み

当組合は、平成27年8月に、有事の際、当組合の研修会館（さぬき市鴨庄）を避難場所として活用してもらう協定をさぬき市と締結し、防災・減災の面からも、地域との関わりを強化しております。



街の清掃奉仕活動

当組合では、組合創立40周年を機に、毎月第3火曜日をクリーンロードの日として、全役職員が各店舗の周辺を中心に、街の清掃奉仕運動を行っております。

また、毎年、当組合の創立記念日に、本部及び本店営業部の役職員が、高松市中央公園にある高松市長像一帯の清掃活動を行っております。



地域行事への参画

当組合は、平成26年より、丸亀町商店街の活性化の一環として行われている「うどん県綱引大会」に参加するなど、地域行事へ積極的に参画しております。



東日本大震災・熊本地震等における災害に対する義援金活動

当組合では、東日本大震災により被害に遭われた皆さま方の復興を支援するため、平成23年3月14日から振込手数料を無料とし、義援金振込の受付を行い、平成23年3月22日から全店に義援金箱を設置し、組合員の皆さま方にご協力を呼びかけておりました。

上記東日本大震災、および平成28年に発生した熊本地震や、平成29年に発生した九州北部豪雨災害、また令和元年に発生した台風19号に起因する災害に対する義援金の募集につきましては、令和3年3月31日をもって終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお現在は、平成30年7月に発生した豪雨災害、令和2年7月豪雨に起因する災害に対して、被害に遭われた皆さま方の復興支援のため、振込手数料を無料として、義援金振込の受付を行っております。

「しんくみはばたき奨学金」の創設

当組合では、組合創立65周年記念事業の一環として、これまで長年に亘ってご支援をいただいていた地元地域に何らかの形で貢献したいとの思いから、平成29年度より、香川県下在住の母子・父子家庭の高校生を対象とした、返還不要の給付型奨学金制度『しんくみはばたき奨学金』を創設いたしました。

本制度は、修学上必要な学資金等の一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度であり、地域貢献活動の一環として、香川県下から広く募集を行うことで、将来、香川県の発展のために活躍する有用な人材を育成することを目的としております。

初年度となる平成29年度は、募集人員20名に対し96名の応募をいただきました。

また、令和3年度においては、募集人員20名に対し71名の応募をいただきました。

四国学院大学「キャリアデザイン」

社会の仕組みや自身の将来について考える四国学院大学の科目「キャリアデザイン」の一環として、平成28年から当組合理事長が、「地域社会における信用組合の役割」について、同大学にて講義を行っております。

講義では、信用組合は組合員、つまりお客さまの利益を最優先しており、大きな金融機関から資金調達をしづらい中小零細企業を支えることが信用組合の大切な役割であることや、企業を地道に訪問する中で課題を見つけ、長い目でサポートを続けることが地域社会の成長につながっていくことなどを説明しております。



ビジネスマッチング

当組合は、平成27年度より、岡山県信用組合協会主催の「しんくみビジネスマッチング」に共催しております。参加する企業同士やバイヤー企業、一般のお客さまとの商談や交流により『つながる』ことができ、そのつながりを通じて『輝く』ようなビジネスチャンスを手に入れていただくことを願い、実施しております。

様々な業種の中小企業者が一同に介し、販路開拓、仕入先の開拓や企業間連携の促進等のために、積極的に参加していただければと考えております。

また、その他、「食のビジネスマッチング」や「旅行等ビジネス交流会」へのご案内も行っております。



「瀬戸内国際芸術祭」のボランティア活動に参加

3年に一度の周期で開催され、世界的にも注目されております、「瀬戸内国際芸術祭」に、当組合の職員がボランティアとして参加し、芸術祭期間中の作品受付等のお手伝いを行っております。

普段は接することができない県外や外国からの観光客と交流することができるため、参加した職員にとっても貴重な体験になり、よい思い出となっております。

芸術祭の「アートを通じて、地域の活力を取り戻す」という目的は、当組合も大いに共感するところであり、今後も応援してまいります。



中小企業・事業者への包括的支援

当組合は、平成30年2月、香川県中小企業同友会と「中小企業等への包括的支援に関する覚書」を締結しました。

地域において、お互いが持つ情報を交換しながら、当組合の全営業店が窓口となり、地元の中小企業や個人事業者が抱える課題解決等を支援し、企業の発展、さらには地域経済の活性化への取組みをしております。

また、会員向け専用『メンバーズビジネスローン』の取扱いも行っております。

当組合では、今後も、地元事業者の活性化、益々の発展のため、可能な限り同様の取組みを継続していく所存であります。



安心・安全な暮らしへの支援

当組合は、平成30年4月、「香川県自転車の安全利用に関する条例」の施行を機に、香川県と覚書を締結しました。

自転車保険の必要性を広く周知することにより、自転車の安全利用の普及啓発に努め、県民の皆さまの安心・安全な暮らしに貢献することを目的に、『けんしん安心自転車保険』の取扱いを行っております。

昨今の自転車事故による損害賠償においては、高額な賠償額を請求される事例も多く、お客さまにとっては比較的安価な掛金で保険加入できる商品となっております。

詳しくは、当組合業務部(087-833-3312)または各営業店までお問い合わせ下さい。



トピックス

「SDGs宣言」をいたしました!

当組合は、1952年(昭和27年)10月22日の創立以来、相互扶助の精神のもと、地域金融機関として使命に徹し、地域とともに歩み続け現在に至っており、当組合の事業活動が、お客さま、地域、役職員が共に成長する好循環を生み出し、地域の経済や社会の持続的な繁栄に繋がることを目標に、日々取り組んでおります。

その取り組みが、2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」と理念を同じくするものと考え、『“けんしん”は、ふるさと香川の人びととの心のふれあいをたいせつに、豊かな地域社会づくりに奉仕します』という経営基本理念のもと、令和3年1月4日に「SDGs」を宣言いたしました。

当組合は、今後も地域の発展に資する取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に役職員全員で邁進してまいります。

「SDGs(エスディーゼーズ)」とは

“Sustainable Development Goals”の略称。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標とそれを達成するために定めた169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。





資料編 DATA

貸借対照表	49
損益計算書、剰余金処分計算書	57
経営指標	59
リスク管理債権、金融再生法開示債権の状況	61
預金に関する指標	62
融資に関する指標	63
その他業務に関する指標	65
中小企業金融円滑化に対する取組み	69
「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	69
役員等の報酬体系	70
沿革	71
中央機関の役割	73



財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

預け金
他の金融機関に預けている預金です。

貸出金
組合員の方々にお使いいただいている資金です。

未決済為替貸
振込などの内国為替取引において、為替通知を受信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間その資金を一時的に立替えを行う勘定です。

繰延税金資産
税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の金額です。

債務保証見返
お客さまのご融資等を保証した場合、そのお客さまに対する求償権の金額です。

貸倒引当金
将来発生が予想される貸倒損失をあらかじめ積立てた金額です。つまり、貸出金が戻ってこない場合の備えとなるものです。

資 産		平成30年度 (第67期)	令和元年度 (第68期)	令和2年度 (第69期)
現 金		881,247	933,260	890,150
預 け 金		28,919,664	27,758,019	32,334,703
有 価 証 券		18,992,496	17,598,650	19,592,627
国 債		2,418,160	2,388,640	3,261,450
地 方 債		2,936,410	2,913,205	2,894,360
社 債		6,152,057	5,793,103	5,896,968
株 式		152,298	100,193	101,630
その他の有価証券		4,383,053	3,573,207	4,815,327
外 国 証 券		2,950,516	2,830,301	2,622,891
貸 出 金		75,780,553	76,966,702	78,753,920
割 引 手 形		176,980	78,326	37,755
手 形 貸 付		3,443,122	3,582,951	2,807,504
証 書 貸 付		69,350,959	70,622,439	73,598,534
当 座 貸 越		2,809,491	2,682,984	2,310,126
そ の 他 資 産		915,401	856,523	782,299
未 決 済 為 替 貸		14,338	9,315	7,315
全 信 組 連 出 資 金		546,700	546,700	546,700
前 払 費 用		1,624	1,271	1,313
未 収 収 益		177,121	143,849	134,183
そ の 他 の 資 産		175,617	155,386	92,788
有 形 固 定 資 産		3,076,806	3,037,165	2,988,696
建 物		666,639	638,588	608,718
土 地		2,293,957	2,234,282	2,234,282
その他の有形固定資産		116,209	164,294	145,695
無 形 固 定 資 産		10,500	8,755	8,763
ソ フ ト ウ ェ ア		4,515	2,769	2,778
その他の無形固定資産		5,985	5,985	5,985
繰 延 税 金 資 産		158,069	140,145	74,243
債 務 保 証 見 返		76,801	72,028	64,843
貸 倒 引 当 金		△ 1,052,226	△ 1,035,694	△ 1,105,270
(うち個別貸倒引当金)		(△ 969,111)	(△ 957,390)	(△ 1,010,153)
資 産 の 部 合 計		127,759,315	126,335,557	134,384,978

(単位：千円)

負債及び純資産	平成30年度 (第67期)	令和元年度 (第68期)	令和2年度 (第69期)
預 金 積 金	116,136,851	115,969,071	121,126,089
当 座 預 金	339,205	305,855	390,858
普 通 預 金	25,794,081	26,561,357	31,532,613
貯 蓄 預 金	31,135	25,497	19,504
通 知 預 金	129,182	129,182	129,182
別 段 預 金	601,846	682,941	908,362
納 税 準 備 預 金	10,037	6,703	7,844
定 期 預 金	83,071,695	82,314,838	82,146,499
定 期 積 金	6,159,666	5,942,696	5,991,223
借 用 金	3,400,000	3,000,000	5,000,000
そ の 他 負 債	487,985	392,566	410,149
未 決 済 為 替 借	32,080	21,200	18,061
未 払 費 用	163,750	75,981	63,333
給 付 補 填 備 金	10,592	7,664	6,269
未 払 法 人 税 等	6,166	6,557	46,325
前 受 収 益	30,342	32,749	27,054
払 戻 未 済 金	85,970	62,201	81,910
職 員 預 り 金	91,839	94,016	97,512
そ の 他 の 負 債	67,242	92,195	69,682
賞 与 引 当 金	65,644	57,800	52,800
役 員 賞 与 引 当 金	—	—	—
退 職 給 付 引 当 金	244,548	227,009	222,225
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44,629	55,729	50,909
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	16,048	12,997	9,668
偶 発 損 失 引 当 金	3,227	4,499	4,606
繰 延 税 金 負 債	—	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	312,410	295,904	295,904
債 務 保 証	76,801	72,028	64,843
負 債 の 部 合 計	120,788,144	120,087,605	127,237,196
(純 資 産 の 部)			
出 資 金	2,498,798	2,499,035	2,469,034
普 通 出 資 金	2,498,798	2,499,035	2,469,034
利 益 剰 余 金	3,501,353	3,595,168	3,702,978
利 益 準 備 金	1,060,000	1,080,000	1,100,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,441,353	2,515,168	2,602,978
特 別 積 立 金	657,000	657,000	657,000
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	(150,000)	(150,000)	(150,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,784,353	1,858,168	1,945,978
(当 期 純 利 益)	(166,730)	(100,396)	(132,706)
組 合 員 勘 定 計	6,000,151	6,094,203	6,172,012
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	178,809	△ 595,292	226,728
土 地 再 評 価 差 額 金	792,209	749,040	749,040
純 資 産 の 部 合 計	6,971,171	6,247,951	7,147,782
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	127,759,315	126,335,557	134,384,978

預金積金
お客さまからお預りしている預金です。

未決済為替借
振込などの内国為替取引において、為替通知を発信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間その資金を一時的に預かっておく勘定です。

給付補填備金
定期積金の各口座の払込状況に基づき、初回掛込みから期末までに発生した給付補填備金（利息相当分）の所要額を留保しているものです。

債務保証
お客さまに直接ご融資等を行う代わりに組合の保証により政府系金融機関等から融資を受けた場合、組合が債権者に対して負っている保証すべき金額です。

純資産の部
お客さまから出資いただいている出資金と、これまでに蓄えた利益との合計額です。一般の会社で言う資本に相当する部分です。

利益準備金
法律で積立が義務付けられている積立金のうち、利益剰余金から積み立てる積立金です。

当期未処分剰余金
総代会で剰余金の処分が決定するまでの間、「当期純利益」及び「繰越金」等を合算したものです。

その他有価証券評価差額金
所有する有価証券の簿価と時価との差額を表しています。

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年10月30日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	954百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,999百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第4号に基づいて、地価税の課税対象価格（財産評価基準書路線価）により算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

1,493百万円

5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～39年
その他	3年～10年

6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）の協力の下に融資部（資産査定部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した法務監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,057百万円であります。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）	
年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	282,169百万円
差引額	43,960百万円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（平成31年4月分～令和2年3月分）
- 0.927%

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円及び別途積立金64,445百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金62百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 21百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 1,629百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 66百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は51百万円、延滞債権額は3,178百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は25百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は68百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,325百万円であります。
 なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は37百万円であります。
23. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	預 け 金	2,000百万円
	国 債	2,300百万円
	事 業 債	1,600百万円
担保資産に対する債務	借 用 金	5,000百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引の担保として、預け金4,006百万円を差し入れております。

24. 出資1口当たりの純資産額は2,894円97銭です。
25. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
 当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、法務監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基本規程に従い行っております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、その他の目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総務部を通じ、理事会に定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
 当組合では、保有する全ての有価証券の市場リスクをVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
 当組合のVaRは、証券会社提供のシステムを利用して分散共分散法（保有期間60営業日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日（当事業年度の決算日）現在における当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で847百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
 なお、金融商品のうち貸出金、預け金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	32,334	32,413	78
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	19,491	19,491	—
(3) 貸出金	78,753		
貸倒引当金	△ 1,100		
	77,652	81,886	4,233
金 融 資 産 計	129,479	133,791	4,312
(1) 預金積金	121,126	121,193	67
(2) 借入金	5,000	5,000	—
金 融 負 債 計	126,126	126,193	67

なお、貸出金、預け金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。また、貸倒引当金は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

② 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27. から30. に記載しております。

③ 貸出金

貸出金は、以下の(i)、(ii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(i) 6ヵ月以上延滞債権及び当座貸越等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

(ii) (i)以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

① 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金及び定期積金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価としてみなしております。

② 借入金

借入金については、残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1、※2)	92
組合出資金(※3)	565
その他	9
合 計	666

※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

※2 当事業年度において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

※3 組合出資金(全信組連出資金等)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超
預け金	22,546	—	500	7,400
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	805	9,910	2,575	1,384
貸出金	29,004	21,699	12,726	11,931
合 計	52,355	31,609	15,801	20,715

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(4) 借入金及び預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	95,075	23,230	—	—
借入金	2,000	3,000	—	—
合計	97,075	26,230	—	—

預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「その他の証券」が含まれております。以下30.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	—百万円	—百万円	—百万円
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	—百万円	—百万円	—百万円
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	—	—	—

なお、時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	6百万円	1百万円	5百万円
債券	10,151	9,989	161
国債	2,177	2,140	37
地方債	2,894	2,848	45
短期社債	—	—	—
社債	5,079	5,000	78
その他	4,184	3,836	347
小計	14,342	13,827	515

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	3百万円	3百万円	△0百万円
債券	1,901	1,918	△17
国債	1,083	1,095	△11
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	817	823	△5
その他	3,244	3,430	△185
小計	5,149	5,352	△202
合計	19,491	19,179	312

注1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づき時価により計上したものであります。

注2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が簿価の50%以下の場合には減損処理を行い、期末の時価が簿価の50%超70%未満の場合には発行会社の財務内容などにより判断しております。

28. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,037百万円	147百万円	一百万円

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	603百万円	8,474百万円	1,590百万円	1,384百万円
国債	—	1,523	353	1,384
地方債	201	2,692	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	401	4,258	1,237	—
その他	202	1,436	984	—
合計	805	9,910	2,575	1,384

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,141百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,141百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	355百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	61
減価償却超過額	18
役員退職慰勞引当金	14
賞与引当金	14
有価証券の減損	10
固定資産の減損	18
その他	18
繰延税金資産小計	512
評価性引当額	△352
繰延税金資産合計	159
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	85
繰延税金負債合計	85
繰延税金資産の純額	74

33. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 1,105百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、上記、(注) 8. に記載しております。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の各債務者の収益獲得能力に与える影響については、債務者ごとに、その影響の度合いや収束時期を現時点で予想するのは困難であるものの、今後も一定程度は続くものと想定しております。しかしながら、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態には至らないと仮定し、入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。

(iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円、有形固定資産 2,988百万円、無形固定資産 8百万円

(i) 算出方法

支店別損益実績、支店別事業計画及び固定資産の時価等に基づき、減損損失の兆候、認識、測定を行っております。当事業年度は、兆候のある資産グループにおいて、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

(ii) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた支店別事業計画における主要な仮定は、貸出金の期中平均残高、貸出金利回り及び有価証券の運用損益であります。これらについては、過去における実績、現状の当組合を取り巻く経営環境、金利や市場の動向等の経済環境を踏まえて算定しております。

(iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

他の金融機関との競合、市場の不安定性等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類において減損損失が発生し、重要な影響を及ぼす可能性があります。

34. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当事業年度から適用し、上記（注）33. 「重要な会計上の見積り」を記載しております。

損益計算書

（単位：千円）

資金運用収益
組合が、貸出金・有価証券・預け金等で運用して受け取った利息や配当金です。

役務取引等収益
為替手数料やその他の手数料です。

償却債権取立益
貸倒れとして既に償却した貸出金・仮払金等を回収したものです。

資金調達費用
事業活動に必要な資金を調達するために要した費用です。主にお客さまにお支払いした預金利息です。

給付補填備金繰入額
定期積金の給付補填備金（利息相当額）の所要不足額を期末に繰り入れたものです。

役務取引等費用
組合が支払った為替手数料やその他の手数料、消費者ローンの保証料、住宅ローンの団体信用生命保険料です。

その他業務費用
主に債券などの取引により発生した損失金額です。

その他経常費用
主に貸倒引当金に繰り入れた金額、株式等の取引により発生した損失金額です。

貸出金償却
貸出金およびこれに準ずる債権のうち、回収不能となったものを償却しています。損益計算書では個別貸倒引当金の目的取崩額を相殺して表示しております。

科 目	平成30年度 (第67期)	令和元年度 (第68期)	令和2年度 (第69期)
経 常 収 益	2,408,871	2,470,070	2,352,706
資 金 運 用 収 益	2,184,294	2,165,706	2,106,991
貸 出 金 利 息	1,743,972	1,734,459	1,685,697
預 け 金 利 息	91,021	79,798	71,193
有 価 証 券 利 息 配 当 金	331,110	331,709	330,668
そ の 他 の 受 入 利 息	18,189	19,638	19,431
役 務 取 引 等 収 益	68,192	73,623	80,518
受 入 為 替 手 数 料	22,781	23,248	24,115
そ の 他 の 役 務 収 益	45,411	50,374	56,402
そ の 他 業 務 収 益	128,617	190,523	154,889
国 債 等 債 券 売 却 益	98,103	172,167	147,961
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	30,514	18,356	6,927
そ の 他 経 常 収 益	27,767	40,217	10,307
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	12,985	—	—
償 却 債 権 取 立 益	673	4,041	6,723
株 式 等 売 却 益	150	31,387	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	13,958	4,788	3,584
経 常 費 用	2,142,337	2,232,192	2,156,235
資 金 調 達 費 用	70,443	44,361	34,290
預 金 利 息	64,257	39,437	31,614
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	5,755	4,448	3,545
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—	—
借 用 金 利 息	—	—	△ 1,363
そ の 他 の 支 払 利 息	431	476	493
役 務 取 引 等 費 用	406,126	396,688	368,114
支 払 為 替 手 数 料	16,430	17,153	16,935
そ の 他 の 役 務 費 用	389,695	379,534	351,179
そ の 他 業 務 費 用	710	69,839	113,651
国 債 等 債 券 売 却 損	—	67,632	—
国 債 等 債 券 償 還 損	—	—	—
国 債 等 債 券 償 却	—	—	113,280
そ の 他 の 業 務 費 用	710	2,207	370
経 常 費	1,590,028	1,562,747	1,527,151
人 件 費	1,046,273	1,012,383	991,349
物 件 費	522,406	525,431	510,671
税 金	21,348	24,932	25,131
そ の 他 経 常 費 用	75,028	158,554	113,027
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	118,906	74,823
偶 発 損 失 引 当 金 繰 入 額	—	1,272	107
貸 出 金 償 却	13,255	16,526	9,203
株 式 等 売 却 損	—	—	—
株 式 等 償 却	50,024	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—	—
そ の 他 資 産 償 却	1,907	4,656	5,402
そ の 他 の 経 常 費 用	9,840	17,192	23,490

(単位：千円)

科 目	平成30年度 (第67期)	令和元年度 (第68期)	令和2年度 (第69期)
経常利益	266,533	237,878	196,471
特別利益	—	—	—
固定資産処分益	—	—	—
その他の特別利益	—	—	—
特別損失	754	59,897	33
固定資産処分損	754	222	33
減損損失	—	59,675	—
その他の特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	265,778	177,981	196,438
法人税・住民税及び事業税	6,353	7,797	83,204
過年度法人税等	—	—	—
法人税等調整額	92,694	69,787	△19,472
当期純利益	166,730	100,396	132,706
繰越金(当期首残高)	1,617,623	1,714,602	1,813,272
経営基盤強化積立金取崩額	—	—	—
土地再評価差額金取崩額	—	43,168	—
当期末処分剰余金	1,784,353	1,858,168	1,945,978

特別利益

継続的に発生することのない利益額を計上しています。

特別損失

継続的に発生することのない損失額を計上しています。

法人税・住民税及び事業税

法人税、住民税、事業税の引当額ならびに配当利子所得税の源泉徴収された額を処理しています。

法人税等調整額

税効果会計の適用により計上される法人税、住民税、事業税の調整額を計上しています。

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 52円90銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成30年度 (第67期)	令和元年度 (第68期)	令和2年度 (第69期)
当期末処分剰余金	1,784,353,824	1,858,168,382	1,945,978,756
特別積立金取崩額	—	—	—
計	1,784,353,824	1,858,168,382	1,945,978,756
剰余金処分額	69,750,859	44,895,644	44,908,447
出資に対する配当金	49,750,859 (年2%)	24,895,644 (年1%)	24,908,447 (年1%)
利益準備金	20,000,000	20,000,000	20,000,000
繰越金(当期末残高)	1,714,602,965	1,813,272,738	1,901,070,309

利益準備金

出資の総額に達するまで毎事業年度の剰余金より積み立てることが義務づけられています。

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	2,165,706	2,106,991
資金調達費用	44,361	34,290
資金運用収支	2,121,345	2,072,701
役員取引等収益	73,623	80,518
役員取引等費用	396,688	368,114
役員取引等収支	△ 323,065	△ 287,596
その他の業務収益	190,523	154,889
その他の業務費用	69,839	113,651
その他の業務収支	120,684	41,238
業務粗利益	1,918,962	1,826,343
業務粗利益率	1.56%	1.41%
業務純益	372,125	277,559
実質業務純益	367,315	294,371
コア業務純益	262,780	259,689
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	262,780	259,689

- (注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
 2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益＝業務純益－一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位：千円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度		
資金運用勘定	平均残高	122,886,666	129,018,560	
	利息	2,165,706	2,106,991	
	利回	1.76	1.63	
	うち貸出金	平均残高	76,258,240	77,946,683
		利息	1,734,559	1,685,697
		利回	2.27	2.16
	うち預け金	平均残高	27,051,567	31,549,596
		利息	79,798	71,193
		利回	0.29	0.22
	うち有価証券	平均残高	19,030,158	18,975,580
		利息	331,709	330,668
		利回	1.74	1.74
うちその他	平均残高	546,700	546,700	
	利息	19,638	19,431	
	利回	3.59	3.55	
資金調達勘定	平均残高	118,546,738	124,522,213	
	利息	44,361	34,290	
	利回	0.03	0.02	
	うち預金積金	平均残高	115,365,166	120,054,473
		利息	43,885	35,159
		利回	0.03	0.02
	うち借入金	平均残高	3,086,338	4,368,767
		利息	0	△ 1,363
		利回	0.00	△ 0.03
	うちその他	平均残高	95,233	98,973
		利息	476	493
		利回	0.49	0.49

役務取引の状況

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
役 務 取 引 等 収 益	73,623	80,518
受 入 為 替 手 数 料	23,248	24,115
そ の 他 の 役 務 収 益	50,374	56,402
役 務 取 引 等 費 用	396,688	368,114
支 払 為 替 手 数 料	17,153	16,935
そ の 他 の 役 務 費 用	379,534	351,179

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
受 取 利 息 の 増 減	△ 18,588	△ 58,715
支 払 利 息 の 増 減	△ 26,082	△ 10,071

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

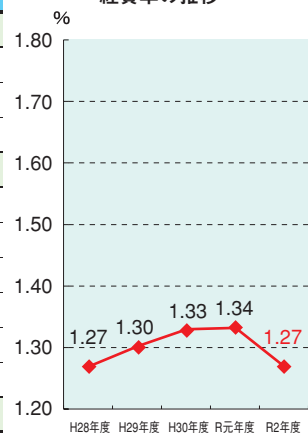
項 目	令和元年度	令和2年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	172,167	147,961
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	18,356	6,927
そ の 他 業 務 収 益 合 計	190,523	154,889

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	1,009,127	1,001,169
報 酬 給 料 手 当	817,982	808,624
退 職 給 付 費 用	75,201	76,891
社 会 保 険 料 等	115,943	115,653
物 件 費	525,431	510,671
事 務 費	254,076	252,538
固 定 資 産 費	71,477	71,159
事 業 費	40,761	33,024
人 事 厚 生 費	26,767	20,553
預 金 保 険 料	37,711	36,049
そ の 他	94,637	97,345
税 金	24,932	25,131
経 費 合 計	1,559,491	1,536,971

経費率の推移



諸比率・利回りの状況

(単位：%)

項 目	令和元年度	令和2年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.18	0.14
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.07	0.10
資 金 運 用 利 回	1.76	1.63
資 金 調 達 原 価 率	1.34	1.25
総 資 金 利 鞘	0.41	0.37
預 貸 率	期 中 平 均	66.10
	期 末	66.36
預 証 率	期 中 平 均	16.49
	期 末	15.17

総資産経常利益率

資産規模に対する利益の比率を見る指標です。

総資産当期純利益率

総資産に対する当期純利益の割合を表したものです。

総資金利鞘

運用資金全体の収益力を見る指標です。

預貸率

預金量に対する貸出金の比率を表したものです。

預証率

預金量に対する有価証券の保有割合を表したものです。

(注) 総資産経常(当期)利益率 = $\frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

リスク管理債権の状況

《リスク管理債権および同債権に対する保全額》

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破綻先債権	令和元年度	12	12	0	100.00
	令和2年度	51	50	1	100.00
延滞債権	令和元年度	2,606	1,370	962	89.15
	令和2年度	3,178	1,717	1,461	100.00
3ヵ月以上延滞債権	令和元年度	55	29	7	67.31
	令和2年度	25	14	0	59.41
貸出条件緩和債権	令和元年度	96	20	13	35.83
	令和2年度	68	12	1	19.34
合 計	令和元年度	2,771	1,433	974	86.90
	令和2年度	3,325	1,795	1,464	98.02

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法、または、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建または支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等（B）」とは、自己査定に基づく担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金（C）」とは、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権の状況

《金融再生法開示債権および同債権に対する保全額》

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権およびこれらに 準ずる債権	令和元年度	712	442	269	712	100.00	100.00
	令和2年度	687	411	275	687	100.00	100.00
危 険 債 権	令和元年度	1,906	940	683	1,623	85.16	70.72
	令和2年度	2,543	1,356	1,186	2,543	100.00	100.00
要 管 理 債 権	令和元年度	152	50	21	72	47.16	21.25
	令和2年度	95	27	1	28	30.20	2.32
開 示 債 権 計	令和元年度	2,772	1,433	974	2,408	86.88	72.83
	令和2年度	3,326	1,795	1,464	3,259	98.00	95.66
正 常 債 権	平成元年度	74,346					
	令和2年度	75,578					
合 計	平成元年度	77,118					
	令和2年度	78,904					

- (注) 1. 「金融再生法開示債権の状況」は、当組合の保有する債権（貸出金・貸付有価証券・外国為替・未収利息・仮払金・債務保証見返）について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として4区分しております。
2. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生手続開始申立等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
3. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができにくい可能性の高い債権です。
4. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
6. 「担保・保証等（B）」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金（C）」とは、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
8. 金額は決算後（償却後）の計数です。

預金業務

預金科目別残高

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当座預金	395,729	382,480	339,205	305,855	390,858
普通預金	21,801,415	24,841,063	25,794,081	26,561,357	31,532,613
貯蓄預金	40,061	36,898	31,135	25,497	19,504
通知預金	148,710	129,182	129,182	129,182	129,182
定期預金	90,412,232	86,222,050	83,071,695	82,314,838	82,146,499
固定金利定期	90,412,232	86,222,050	83,071,695	82,314,838	82,146,499
変動金利定期	—	—	—	—	—
定期積金	8,213,015	6,239,442	6,159,666	5,942,696	5,991,223
その他の預金	681,259	565,861	611,884	689,644	916,207
合 計	121,692,425	118,416,977	116,136,851	115,969,071	121,126,089

預金科目別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和元年度	構成比	令和2年度	構成比
当座預金	330,409	0.28	321,531	0.26
普通預金	26,657,888	23.10	30,611,217	25.49
貯蓄預金	27,732	0.02	25,406	0.02
通知預金	129,182	0.11	129,182	0.10
定期預金	82,244,594	71.29	83,001,245	69.13
固定金利定期	82,244,594	71.29	83,001,245	69.13
変動金利定期	—	—	—	—
定期積金	5,908,339	5.12	5,902,538	4.91
その他の預金	67,020	0.05	63,352	0.05
合 計	115,365,166	100.00	120,054,473	100.00

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度	構成比	令和2年度	構成比
個人	102,345	88.25	104,891	86.59
法人	13,623	11.74	16,234	13.40
一般法人	10,006	8.62	12,753	10.52
金融機関	0	0.00	0	0.00
公金	3,616	3.11	3,480	2.87
合 計	115,969	100.00	121,126	100.00

職員1人当たり・1店舗当たりの預金残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
職員1人当たりの預金残高	724,806	757,038
1店舗当たりの預金残高	6,821,710	7,125,064

融資業務

貸出金科目別残高

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
割引手形	80,835	138,676	176,980	78,326	37,755
手形貸付	2,599,379	3,759,113	3,443,122	3,582,951	2,807,504
証書貸付	66,949,427	66,961,848	69,350,959	70,622,439	73,598,534
うち固定金利扱い	40,587,379	40,721,790	44,516,745	44,391,194	45,161,737
うち変動金利扱い	26,362,048	26,240,058	24,834,214	26,231,245	28,436,797
当座貸越	2,923,836	2,906,880	2,809,491	2,682,984	2,310,126
合 計	72,553,478	73,766,518	75,780,553	76,966,702	78,753,920

貸出金科目別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和元年度	構成比	令和2年度	構成比
割引手形	72,281	0.09	44,449	0.05
手形貸付	3,681,705	4.82	3,287,738	4.21
証書貸付	69,717,836	91.42	72,206,923	92.63
当座貸越	2,786,416	3.65	2,407,573	3.08
合 計	76,258,240	100.00	77,946,683	100.00

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	構成比	令和2年度	構成比
運転資金	27,231,592	35.38	30,278,186	38.44
設備資金	49,735,109	64.61	48,475,733	61.55
合 計	76,966,702	100.00	78,753,920	100.00

貸出金及び債務保証見返の担保別残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当組合預金積金	795,635	4,349	713,206	2,834
有価証券	39,500	—	34,460	—
動産不動産	42,931,013	—	42,138,788	—
その他	—	—	—	—
小 計	43,766,148	4,349	42,886,454	2,834
信用保証協会信用保険	11,469,085	7,502	15,829,645	2,454
保 証	—	—	—	—
信 用	21,731,468	60,176	20,037,820	59,556
合 計	76,966,702	72,028	78,753,920	64,844

貸出金業種別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	1,785,877	2.32	1,897,967	2.40
農 業、林 業	216,579	0.28	202,424	0.25
漁 業	49,080	0.06	41,800	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	2,720	0.00	1,040	0.00
建 設 業	2,720,884	3.53	3,536,250	4.49
電気、ガス、熱供給、水道業	745,776	0.96	811,269	1.03
情 報 通 信 業	17,923	0.02	37,723	0.04
運 輸 業、郵 便 業	1,340,330	1.74	1,787,445	2.26
卸 売 業、小 売 業	2,769,359	3.59	3,294,093	4.18
金 融 業、保 険 業	4,010,020	5.21	4,042,751	5.13
不 動 産 業	17,129,171	22.25	18,994,981	24.11
物 品 賃 貸 業	12,689	0.01	10,189	0.01
学術研究、専門・技術サービス業	704,610	0.91	834,444	1.05
宿 泊 業	1,538,056	1.99	1,571,711	1.99
飲 食 業	648,328	0.84	1,054,642	1.33
生活関連サービス業、娯楽業	2,947,071	3.82	1,957,942	2.48
教 育、学 習 支 援 業	166,022	0.21	161,318	0.20
医 療、福 祉	1,015,507	1.31	987,982	1.25
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,493,116	1.93	1,651,622	2.09
そ の 他 の 産 業	49,930	0.06	323,088	0.41
小 計	39,363,055	51.14	43,200,690	54.85
地 方 公 共 団 体	10,425,080	13.54	9,632,780	12.23
雇 用・能 力 開 発 機 構 等	-	-	-	-
個人（住宅・消費・納税資金等）	27,178,566	35.31	25,920,449	32.91
合 計	76,966,702	100.00	78,753,920	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	構成比	令和2年度	構成比
消 費 者 ロ ー ン	7,785,735	34.92	7,360,375	34.74
住 宅 ロ ー ン	14,507,376	65.08	13,828,866	65.26
合 計	22,293,111	100.00	21,189,241	100.00

職員1人当たり・1店舗当たりの貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
職員1人当たりの貸出金残高	481,041	492,212
1店舗当たりの貸出金残高	4,527,453	4,632,583

代理業務

代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
全国信用協同組合連合会	0	0
商工組合中央金庫	58,268	53,988
日本政策金融公庫	3,185	2,192
住宅金融支援機構	339,946	275,277
福祉医療機構	31,828	26,539
合 計	433,228	357,996

出資金

組合員数・出資金の推移

(単位：千円、人、口)

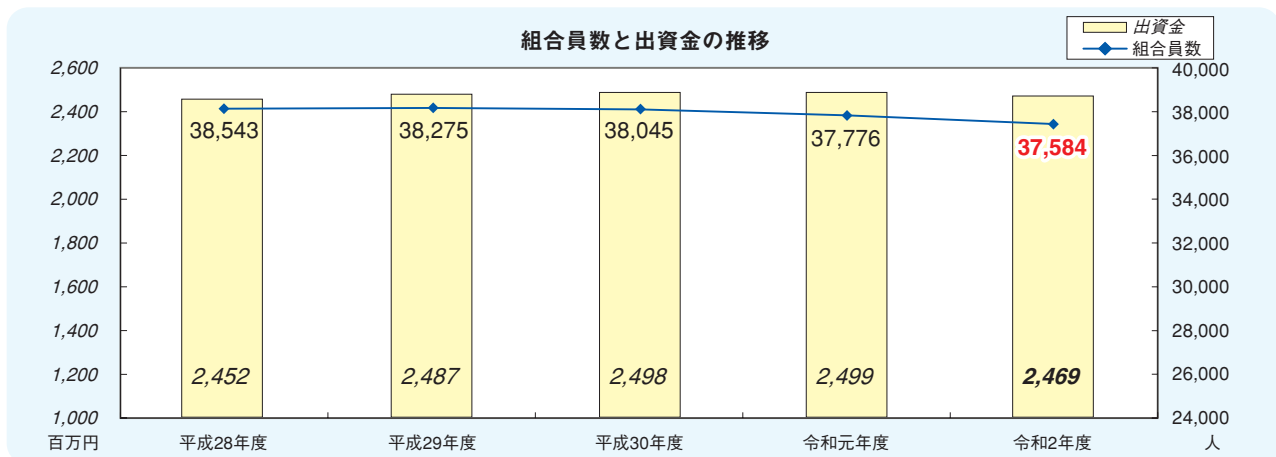
項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
出 資 金 ・ 組 合 員	個人	組 合 員	37,031	36,737	36,477	36,191	35,931
		出 資 金	2,006,702	2,055,068	2,077,756	2,079,169	2,054,401
	法人	組 合 員	1,512	1,538	1,568	1,585	1,653
		出 資 金	445,473	432,519	421,042	419,866	414,633
	合計	組 合 員	38,543	38,275	38,045	37,776	37,584
		出 資 金	2,452,175	2,487,587	2,498,798	2,499,035	2,469,034
出 資 総 口 数		2,452,175	2,487,587	2,498,798	2,499,035	2,469,034	
出 資 配 当 率		2.0%	2.0%	2.0%	1.0%	1.0%	
出資に対する配当金		49,608	49,864	49,750	24,895	24,908	

(注) 1. 計数は、各年度期末日現在です。
2. 出資金1口の金額は1,000円であります。

●組合員資格

- ①香川県内に住所又は居所を有する方
- ②香川県内において事業を行う小規模の事業者
- ③香川県内において勤労に従事する方

ただし、前記①②の方については、常時使用する従業員の数が300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）かつ法人については資本の額又は出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5千万円）を超える事業者の方は除きます。



為替

内国為替取扱実績

(単位：千円、件)

区分	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
送金 他の金融機関向け	34,913	28,803,695	35,579	27,991,049
振込 他の金融機関から	61,934	30,702,689	67,195	32,693,774
代金 他の金融機関向け	176	165,624	168	187,549
取立 他の金融機関から	232	399,876	190	295,970

有価証券

有価証券種類別残高

(単位：千円)

科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国債	3,412,940	2,808,600	2,418,160	2,388,640	3,261,450
地方債	2,965,735	2,948,660	2,936,410	2,913,205	2,894,360
社債	7,103,771	6,572,409	6,152,057	5,793,103	5,896,968
株式	102,968	186,479	152,298	100,193	101,630
外国証券	2,705,931	2,889,132	2,950,516	2,830,301	2,622,891
その他の証券	3,873,403	4,045,582	4,383,053	3,573,207	4,815,327
合計	20,164,749	19,450,864	18,992,496	17,598,650	19,592,627

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

科目	令和元年度						令和2年度					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定め のないもの	種類別 合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定め のないもの	種類別 合計
国債	-	1,536,150	-	852,490	-	2,388,640	-	1,523,130	353,460	1,384,860	-	3,261,450
地方債	-	2,296,545	616,660	-	-	2,913,205	201,480	2,692,880	-	-	-	2,894,360
社債	300,670	4,374,413	1,118,020	-	-	5,793,103	401,560	4,258,268	1,237,140	-	-	5,896,968
株式	-	-	-	-	100,193	100,193	-	-	-	-	101,630	101,630
外国証券	304,730	1,187,346	1,338,225	-	-	2,830,301	202,083	1,436,281	984,527	-	-	2,622,891
その他の証券	-	-	-	-	3,573,207	3,573,207	-	-	-	-	4,815,327	4,815,327
合計	605,400	9,394,454	3,072,905	852,490	3,673,400	17,598,650	805,123	9,910,560	2,575,127	1,384,860	4,916,957	19,592,627

有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

科目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	2,346,308	12.32	2,588,674	13.64
地方債	2,847,319	14.96	2,847,924	15.00
社債	5,896,295	30.98	5,766,138	30.38
株式	115,075	0.60	96,710	0.50
外国証券	2,939,429	15.44	2,923,965	15.40
その他の証券	4,885,729	25.67	4,752,167	25.04
合計	19,030,158	100.00	18,975,580	100.00

有価証券の時価等情報

【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
地方債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
短期社債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
社債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	100	100	0	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	100	100	0	—	—
その他	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
合計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	100	100	0	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	100	100	0	—	—

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

【その他有価証券】

(単位：百万円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	5	1	3	6	1
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3	3	△0	3	△0
	計	8	4	3	9	4
債券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	9,810	9,594	216	10,151	9,989
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,184	1,196	△12	1,901	1,918
	計	10,994	10,791	203	12,052	11,908
国債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,895	1,845	49	2,177	2,140
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	493	497	△3	1,083	1,095
	計	2,388	2,342	46	3,261	3,235
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,913	2,847	65	2,894	2,848
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	2,913	2,847	65	2,894	2,848
短期社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	5,001	4,900	100	5,079	5,000
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	691	699	△8	817	823
	計	5,693	5,600	92	5,896	5,823
その他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,801	1,712	88	4,184	3,836
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	4,594	5,485	△891	3,244	3,430
	計	6,395	7,197	△802	7,428	7,266
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	11,616	11,307	308	14,342	13,827
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	5,781	6,685	△904	5,149	5,352
	計	17,398	17,993	△595	19,491	19,179

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

【時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券】

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	92	92
その他	8	9
合計	100	101

公共債引受額

取扱いはありません。

公共債窓販額実績

(単位：千円)

種 別		令和元年度	令和2年度
国債	長期利付債10年	—	—
	個人向け利付債	—	2
合 計		—	2

お 願 い

お客さまに安心して
お取引していただくために

- 当組合では、お客さまから通帳・証書、現金などをお預りする場合には、必ず「預り証」または「受領証」を発行しております。
- お客さまには、「預り証」または「受領証」の記載内容をご確認ください。
- 「預り証」または「受領証」は、通帳・証書、現金などお渡しした際には、回収させていただきますので大切に保管してください。

けんしんは、お客さまとの通帳・証書、現金などのお預り、お渡しを明確にして安心してお取引を頂くことに取組んでおります。
何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご意見・お問い合わせは

TEL 087-833-3322

本店 / 百博館駅前口 (店頭営業部)
受付時間 / 午前9時～午後5時 (土) 窓口及び業務開始の休日は取次

E-mail kenshin3@ninus.ocn.ne.jp

出組合の預り証及び受領証です。

預り証

預り証

番 号	一 部	種
取 引 日	25年1月16日	18:00
普通預金通帳	預り現金	記帳
101-1234567-000		普通預金 2件
		物件預り 口座振替
		1件
定期預金通帳	預り現金	その他
101-7890123-000		
活期預金通帳	預り現金	その他
101-0801234-000		

見本

上記の通り正に受け取りました。
本店営業部
担当 高橋 太郎

お預りした現金は、お預りした金額と同額を、お預りした通帳に記帳いたします。

お預りした現金は、お預りした金額と同額を、お預りした通帳に記帳いたします。

取次者印 ●●● 西川興信有限組合

受領証

受領証

番 号	一 部	種
取 引 日	25年1月16日	18:00
普通預金	金額	¥50,000
	割合	
普通預金	金額	¥100,000
	割合	
定期預金	金額	¥100,000
	証書	
金額合計		¥300,000
現金		¥300,000
当座金		¥0
振込金		¥0
振替		¥0

見本

上記の通り正に受け取りました。
本店営業部
担当 高橋 太郎

お預りした現金は、お預りした金額と同額を、お預りした通帳に記帳いたします。

お預りした現金は、お預りした金額と同額を、お預りした通帳に記帳いたします。

取次者印 ●●● 西川興信有限組合

68

貸付けの条件変更等の実施状況（令和2年3月10日～令和3年3月末）

〔お客さまが中小企業者である場合〕

	令和3年3月末現在	
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	205件	8,143百万円
うち、実行に係る貸付債権	199件	8,382百万円
うち、謝絶に係る貸付債権	0件	0百万円
うち、審査中の貸付債権	3件	9百万円
うち、取下げに係る貸付債権	3件	21百万円

〔お客さまが住宅資金借入者である場合〕

	令和3年3月末現在	
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	12件	147百万円
うち、実行に係る貸付債権	9件	91百万円
うち、謝絶に係る貸付債権	0件	0百万円
うち、審査中の貸付債権	1件	12百万円
うち、取下げに係る貸付債権	2件	43百万円

（注）当該集計につきましては、中小企業金融円滑化法の期限到来により、平成31年3月末をもって一旦休止しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、令和2年3月10日を基準日として、令和3年3月末までの実績を集計しております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまから借入れや保証債務整理のご相談を受けた際に誠実に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性につきましては、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例

経営者等から物的担保の提供がない場合でも、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離され、法人のみの資産および収益力で将来にわたって借入返済が可能と判断した際には、債務者の意向も踏まえて、経営者保証を求めることなく融資を行いました。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

令和2年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は366件（前年度45件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は42.23%（前年度7.54%）となっております。また、「保証契約を解除した件数」は0件（前年度2件）、「経営者保証のガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数」につきましては、該当がございませんでした。

対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。なお、当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む。）の報酬体系を開示しています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	32	60
監 事	9	12
合 計	41	72

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 2. 支払人数は、理事9名、監事2名です。
 3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、21,828千円です。
 4. 上記以外に支払った役員賞与金はありません。
 5. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事13,380千円、監事1,310千円であります。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。
 2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
 3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っています。
 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

当組合の歩み（沿革）

昭 和

27	10月	／ 高松市天神前45番地にて「讃岐信用組合」を設立 ／ 本店、坂出、琴平、観音寺、仏生山各支所を開設
29	3月	／ 「香川県信用組合」に名称変更
30	6月	／ 小豆島支所を開設（31年5月に内海支所へ変更）
	8月	／ 土庄、川東支所を開設
31	6月	／ 長尾、三本松支所を開設
32	5月	／ 「支所」を「支店」に変更、円座支店を開設
33	6月	／ 丸亀支店を開設
35	4月	／ 琴平支店を開設
	5月	／ 坂出支店を開設
	7月	／ 南支店を開設
	10月	／ 屋島支店を開設
	10月	／ 国民金融公庫代理業務の取扱開始
	12月	／ 内海支店を新築移転開設
36	10月	／ 高瀬支店を開設
	12月	／ 新橋支店を開設
37	8月	／ 三本松支店を新築開設
	11月	／ 創立10周年記念式典を開催
38	12月	／ 花園支店を開設
40	7月	／ 西通町支店を開設
41	4月	／ 住宅金融公庫代理業務の取扱開始
	10月	／ 現本店ビルを新築、営業開始
42	12月	／ 環境衛生金融公庫代理業務の取扱開始
43	1月	／ 円座、仏生山支店新店舗へ移転、営業開始
44	3月	／ 坂出支店新店舗へ移転、営業開始
45	8月	／ NHK受信料口座振替業務の取扱開始
	9月	／ 内国為替業務の取扱開始
47	10月	／ 創立20周年記念式典を開催
48	3月	／ 預金量100億円達成
49	4月	／ 日本電信電話公社収入金収納事務の取扱開始
50	6月	／ 香川県公金収納事務の取扱開始
	8月	／ コンピュータ導入し始動
51	4月	／ 四国電力(株)の電気料金収納事務の取扱開始
	8月	／ 南支店新築移転、栗林支店に名称変更
	9月	／ 預金量200億円達成
52	10月	／ 創立25周年記念総決起大会、運動会を開催
54	7月	／ 預金量300億円達成
	9月	／ 土庄支店新築移転開設
55	12月	／ 仏生山支店新築移転開設
56	11月	／ 創立30周年記念総決起大会を開催
	12月	／ 預金量400億円達成
57	8月	／ 中央支店を開設
58	2月	／ 円座支店を移転開設
	5月	／ 預金業務のオンラインシステムスタート
59	7月	／ 全国銀行為替データ通信に加盟
	12月	／ 川東支店を新築移転開設
60	7月	／ 融資業務のオンラインシステムスタート ／ 志度支店開設
	10月	／ 預金量500億円達成
61	7月	／ けんしんキャッシュサービスを開始
62	10月	／ ふるさと香川オンラインサービスを開始 ／ 琴平支店を新築開設 ／ 創立35周年記念式典を開催
63	6月	／ 預金量600億円達成
	11月	／ 新橋支店を新築開設

平 成

元	7月	／ 預金量700億円達成
	8月	／ 長尾支店新築移転開設
2	7月	／ 預金量800億円達成
	8月	／ 高松市市制100周年記念「高松まつり」の総おどりに参加
	11月	／ 全国信組キャッシュサービス、全国キャッシュサービスを開始 ／ 観音寺支店新築移転開設
3	9月	／ サンデーバンキングを開始
	12月	／ 預金量900億円達成
4	10月	／ 創立40周年記念式典を開催
	12月	／ 預金量1,000億円達成
5	4月	／ 香川県庁ロビー共同出張所を設置
6	1月	／ 全国信用組合共同センターに加盟、業務開始
	3月	／ 証券（国債窓販）業務の認可
	6月	／ 渉外支援システムを導入
	7月	／ 香川町役場共同出張所を設置
7	1月	／ 懸賞金付定期預金「瀬戸の夢」発売開始
	10月	／ けんしん年金友の会発足
8	4月	／ 香南町役場共同出張所を設置
	6月	／ 味わい積金「ラーメン紀行」発売開始 ／ 長尾町役場共同出張所を設置
	11月	／ 味わい積金「つけもの紀行」発売開始
9	10月	／ クライアントサーバーシステムを導入
	12月	／ 国民金融公庫代理貸付の取扱いを全店で開始
10	9月	／ 組合員を対象に、CD利用手数料返戻サービスを開始
	11月	／ 懸賞付定期預金「味わい定期」発売開始
11	5月	／ 共同センターのポスト第3次システムへ移行
12	2月	／ 三本松支店で「宝くじ」の販売開始
	3月	／ デビットカードの取扱開始
	4月	／ 「しんくみ郵貯提携システム」を開始
	7月	／ 監督権限移管後、初の金融庁検査を受査
	10月	／ インターネットホームページを開設
13	1月	／ 志度町役場共同出張所を設置
	3月	／ 琴平町役場共同出張所を設置
	5月	／ ATM機による土曜・日曜・祝日の入金業務を開始
	6月	／ 外部監査法人と監査契約を締結
	7月	／ 損害保険窓口販売業務を開始
	9月	／ 高松天満屋共同出張所を設置
	10月	／ 通帳・証書預り管理システムを導入 ／ けんしんネット（グループウェア）を導入
14	8月	／ 花園支店を閉鎖、新橋支店に統合 ／ 内海支店を土庄支店内海出張所に種類変更
	10月	／ 高瀬支店新築移転開設
	11月	／ 創立50周年記念式典を開催
15	2月	／ 共同センターの次期ALMシステムを導入
16	5月	／ インターネット・モバイルバンキングサービスを開始
	9月	／ 台風16号被災者に対する特別ローンの取扱開始
	10月	／ 通帳の副印鑑制度を廃止、印鑑照合（照会）システムを導入
	11月	／ ペイオフ対策の一環として、決済用預金の取扱開始
	12月	／ 個人向け国債の取扱開始
17	1月	／ マルチペイメントネットワークサービスの取扱開始
	9月	／ 土庄支店内海出張所を廃止、土庄支店に統合
	12月	／ 地域の特性を踏まえた利用者満足度アンケート調査を実施 ／ 香川県アスベスト対策緊急融資の取扱開始

当組合の歩み（沿革）

平成

18	1月 / 提携金融機関との統合ATM相互入金業務を開始 2月 / 「偽造・盗難キャッシュカード補償保険」の取扱開始 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催 3月 / 401K（確定拠出年金）の取扱開始 5月 / 新営業支援システム「PDA」を導入 9月 / ICキャッシュカード、ICローンカードの取扱開始
19	3月 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催 5月 / 共同センターのポスト第5次システムへ移行
20	5月 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催 9月 / 屋島支店新築移転開店 / 屋島支店に「携帯電話電波感受装置」を設置
21	4月 / 通信販売用総合自動車保険「そんぼ24自動車保険」の取扱開始 6月 / ブロック別総代意見交換会を開催
22	3月 / 土庄支店新築移転開店／内海出張所「ATMブース」新築 11月 / 総代・組合員を対象とした「講演会」及び「意見交換会」を開催
23	1月 / 新グループウェアの導入 / 極度型奨学ローン「チャンス」の取扱開始 3月 / 霧島連山新燃岳噴火被災地に対する義援金付定期預金の募集 / 東日本大震災被災地に対する義援金活動の実施 5月 / 霧島連山新燃岳噴火被災地へ義援金贈呈 6月 / 固定・変動金利選択型住宅ローンの取扱開始 / 東日本大震災復興応援定期預金の募集 7月 / けんしんクリエートカードの取扱開始 8月 / 中央支店にATM機1台増設 10月 / 第2回東日本大震災復興応援定期預金／創立60周年記念定期預金の募集 11月 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催
24	2月 / 第3回東日本大震災復興応援定期預金／創立60周年記念定期預金の募集 4月 / 創立60周年記念定期積金の募集 6月 / 第1回創立60周年記念定期預金の募集 / 香川県信用組合・商工会アシスト保証制度の取扱開始 11月 / 創立60周年記念感謝の集いを開催 12月 / 第2回創立60周年記念定期預金の募集
25	1月 / 創立60周年記念総決起大会を開催 2月 / でんさいネットサービスの取扱開始 7月 / 「しんくみホットプラン」（団体傷害保険）の取扱開始 / 「あんしんくんビジネスローン」及び「あんしんくんフリーローン」の取扱開始 10月 / 日本信用情報機構（JICC）に加盟 / 「Jローン」の取扱開始 11月 / 高松市主催の地域で支え合う見守り活動への参加
26	1月 / 新春総決起大会を開催 3月 / 西通町支店を本店営業部に統合 / 創立60周年記念誌「60年のあゆみ」発刊 9月 / 「小規模企業応援ローン」の取扱開始 10月 / 香川県高齢者運転免許卒業支援事業への参加（定期預金金利優遇の取扱開始）
27	1月 / 新春総決起大会を開催 2月 / 創生ローン取扱開始 3月 / 総代・組合員感謝の集いを開催 5月 / SKC第6次システムへ移行 / 相続定期預金販売開始 / けんしん職域提携ローンの取扱開始

28	1月 / 新春総決起大会を開催 4月 / 「しんくみネット」リニューアルオープン / 事業性融資「ビジネスチャレンジ」の取扱開始 / 熊本地震被災に対する義援金活動の実施 / 大分県における災害に対する義援金活動の実施 5月 / フリーローン「まんでがんサポート」の取扱開始
29	1月 / 新春総決起大会を開催 3月 / 給付型奨学金制度「しんくみはばたき奨学金」の募集開始 4月 / 当組合初の女性得意先係を配置 6月 / 第1回創立65周年記念定期預金の募集 / 当組合新キャラクター「どリーむくん」、「ほーぷちゃん」を第65回通常総代会にてお披露目 10月 / 自動車事故費用共済「まごころ共済」の取扱開始 11月 / 第2回創立65周年記念定期預金の募集
30	1月 / イオンモール綾川及びゆめタウン丸亀にて共同ATM利用開始 2月 / 円座支店新築移転開店、ATM機1台増設 / 高松市中央公園に「桜の木」を寄贈 3月 / 創立65周年記念感謝の集いを開催 4月 / 「けんしん安心自転車保険」の取扱開始 6月 / 懸賞金付定期預金“どリーむ&ほーぷ”の募集 / M&Aマッチングサービス「TRANBI」を運営する(株)トランビと四国で初めてビジネスマッチング契約を締結 12月 / (株)トランビとの共催で「お客様向け事業承継セミナー」を開催
31	1月 / 法人用インターネットバンキングサービスを開始

令和

元	6月 / 新渉外支援システム「タブレット端末」を導入 10月 / 円座支店が「かがわこどもの駅」に認定
2	3月 / 令和元年度「みんな子育て応援団大賞（四国新聞社賞）」を受賞 10月 / 随時返済型ローン「すま〜と」の取扱開始
3	1月 / 「SDGs宣言」を実施

信用組合を2つの制度でバックアップ

信用組合の中央機関である『全国信用協同組合連合会』は、皆さまに安心して信用組合とお取引いただけますように、2つの制度で信用組合をバックアップしております。

全国信用組合保障基金制度

信用組合業界では、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行うなど、業界の信用保持を図ることを目的に、『保障基金』を設けており、全国信用協同組合連合会（以下「全信組連」といいます。）がその運営を行っています。

信用組合経営安定支援制度

全信組連は、今後も信用組合が経営の健全性を確保し、皆さまから信頼される金融機関であり続けるために、「モニタリング制度」「監査・指導制度」及び「資本増強支援制度」の3つの制度で構成される『信用組合経営安定支援制度』を運営しています。

I. モニタリング制度

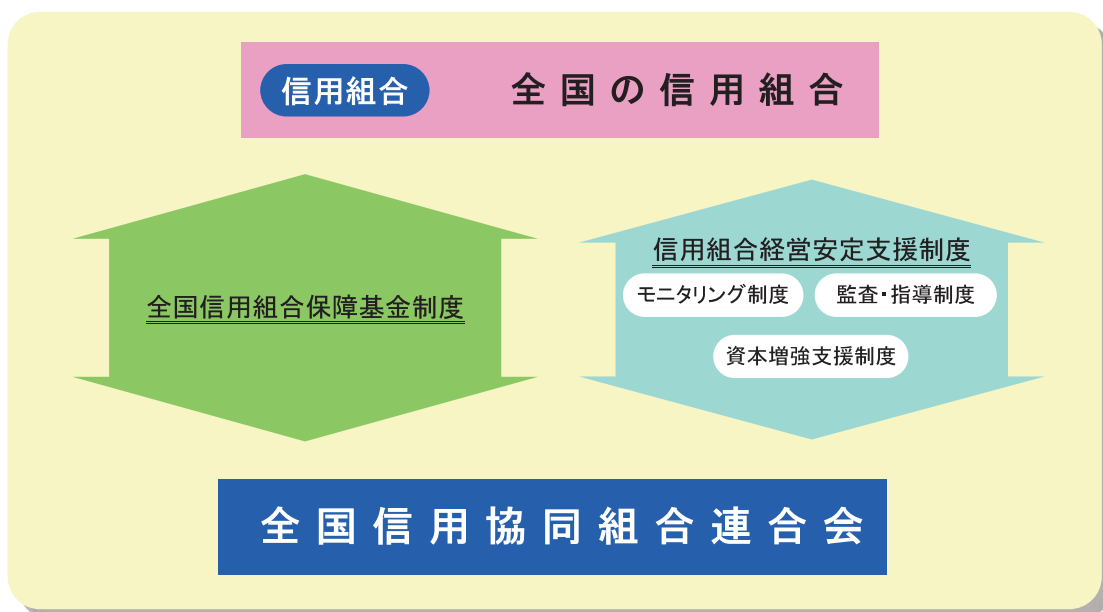
信用組合からの経営資料の提出を受け、経営内容を分析し経営上の問題点の有無等をチェックします。

II. 監査・指導制度

信用組合業界の経営指導・監査機関として「全国信用組合監査機構」を設け、必要に応じて信用組合への実地監査を行い、適切な助言・指導を行います。

III. 資本増強支援制度

必要に応じて信用組合への資本増強支援を行い、自己資本比率の向上を図ります。



索引 Index

■ディスクロージャー項目と掲載頁

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。開示項目の頭部にある「*」印は協金法施行規則第69条に定められた法定開示項目であり、「◎」印は金融再生法に定められた法定開示項目です。

	信用組合開示項目	掲載頁
	◆ ごあいさつ	3
概況及び組織に関する事項	1. 事業方針	1
	2. “けんしん”の概要	3
	* 3. 事業の組織	17
	* 4. 役員一覧(理事及び監事の氏名、役職名)	18
	5. 総代及び総代会関連事項の情報開示	19
	6. 総代会	20
	7. 総代の選挙区・定数・総代氏名、属性別構成比	21
	* 8. 店舗一覧(事務所の名称、所在地)	39
	9. 自動機器設置状況	39
	10. 組合員数	65
主要事業内容及び業務に関する事項	* 11. 主要な事業の内容	22
	* 12. 事業の概況	4
	* 13. 経常収益	4・57
	14. 業務純益、実質業務純益及びコア業務純益	7・59
	* 15. 経常利益	7・58
	* 16. 当期純利益	7・58
	* 17. 純資産額	4・50
	* 18. 総資産額	4・49
	* 19. 預金積金残高	4・6・50
	* 20. 貸出金残高	4・6・49
* 21. 有価証券残高	4・49・66	
* 22. 自己資本比率	4・5・10	
主要業務に関する指標	* 23. 出資金・出資口数	65
	* 24. 出資に対する配当金・率	65
	* 25. 職員数	4
	* 26. 業務粗利益、業務粗利益率	59
	* 27. 資金運用収支、役員取引等収支、その他業務収支	59
	* 28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回、資金利鞘	59・60
	29. 役員取引の状況	59
	* 30. 受取利息、支払利息の増減	60
	31. その他業務収益の内訳	60
	32. 経費の内訳	60
* 33. 総資産経常利益率	60	
* 34. 総資産当期純利益率	60	
預金に関する指標	* 35. 預金科目別平均残高	62
	36. 預金科目別残高、預金者別預金残高	6・62
	37. 員外預金比率	27
	38. 職員1人当たり預金残高	62
	39. 1店舗当たり預金残高	62
融資に関する指標	* 40. 貸出金科目別残高及び平均残高	63
	* 41. 貸出金及び債務保証見返の担保別残高	63
	* 42. 貸出金使途別残高	63
	* 43. 貸出金業種別残高・構成比	6・37・64
	* 44. 預貸率(期末・期中平均)	60
	45. 員外貸出金比率	27
	46. 消費者ローン、住宅ローン残高	64
	47. 代理貸付の内訳	65
	48. 職員1人当たり貸出金残高	64
49. 1店舗当たり貸出金残高	64	
有価証券指標	* 50. 商品有価証券種類別の平均残高	取扱なし
	* 51. 有価証券種類別残存期間別残高	66
	* 52. 有価証券種類別の平均残高	66
	* 53. 預証率(期末・期中平均)	60

	信用組合開示項目	掲載頁
経営管理態勢	* 54. 自己資本比率規制第3の柱に基づく各種開示事項	9
	①自己資本に関する事項	9
	②信用リスクに関する事項	12
	③信用リスク削減手法に関する事項	14
	④派生商品取引等に関する事項	14
	⑤出資等エクスポージャーに関する事項	14
	⑥金利リスクに関する事項	15
	55. “けんしん”の内部管理態勢	26
	* ①統合的リスク管理態勢	26
	* ②法令等遵守(コンプライアンス)の態勢	27
	③取引時確認に関するお願い	28
	④金融商品に係る勧誘方針	28
	⑤与信取引に係る説明態勢	28
	⑥個人情報保護宣言	29
	⑦個人情報のお取扱について	29
⑧個人データの安全管理措置に関する方針	29	
⑨利益相反管理方針	29	
⑩反社会的勢力に対する基本方針	29	
⑪出資に関する取扱説明態勢	30	
⑫苦情相談窓口及び紛争解決窓口の設置	40	
56. 振り込み詐欺対策	32	
“けんしん”の「偽造・盗難キャッシュカード対策」	33	
財産の状況	* 57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	49・57・58
	* 58. リスク管理債権の状況及び同債権に対する保全額	61
	①破綻先債権額 ②延滞債権額	
	③3ヵ月以上延滞債権額 ④貸出条件緩和債権	
	◎ 59. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	8・61
	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
	②危険債権 ③要管理債権 ④正常債権	
	* 60. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)	4・5・9
	* 61. 有価証券、金銭の信託等の評価	66
	62. 外貨建資産残高	取扱なし
	63. オフバランス取引の状況	取扱なし
	64. 先物取引の時価情報	取扱なし
	65. オプション取引の時価情報	取扱なし
	* 66. 貸倒引当金の期末残高、期中増減額	13
	* 67. 貸出金償却額	13
* 68. 法定監査の状況	18	
69. 財務諸表の正確性の検証	18	
その他の業務	70. 内国為替取扱実績	66
	71. 外国為替取扱実績(取次)	取扱なし
	72. 公共債引受実績	取扱なし
	73. 公共債密販実績	68
	74. 手数料一覧	23
	75. 地域密着型金融の取組状況	35・36
	①地域経済活性化への取組み状況	35
	②取引先への支援状況等	35
	③融資を通じた地域貢献	37
	* ④中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況	38
⑤地域サービスの充実	39	
⑥文化的・社会的貢献に関する活動	41	
76. 中小企業金融円滑化に対する取組み	69	
77. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	69	
78. 役員の報酬体系について	70	
79. 当組合の歩み(沿革)	71・72	
80. 中央機関の役割	73	



好きです ふるさと心のふれあい大切に



けんしん

〒760-0050 香川県高松市亀井町9番地10
ホームページ <https://www.kagawaken.shinkumi.jp/>